

- 遞信大臣に於て、水先人組合を設くるの命ある時は、當該水先區の水先人三名に創立委員を命せらる、
- 二、 創立委員は、組合同規約を起草し、水先人の會議に付し、議決の上、遞信大臣に差出し、認可を請はねばならぬ、
- 三、 水先人組合に、組合長、副長各一名を置く、
- 組合長は、規則規約により其職務に屬せしめたる事務を行ひ、副長は之を補佐し、時に代理するのです、
- 四、 組合長、副長は選舉す、上任の後は組合の事務所を定め、遞信省に届出づるものです、
- 五、 組合長は、水先人にして、組合同規約に背いた時は、管海官廳に始末を申告するのです、

第五章 河港警察

刑法

第一節 河港船舶の妨害の事

- 一、 河溝港埠を損壞して、以て往來を妨害したものは、二月以上二年以下の重禁錮と貳圓以上貳拾圓以下の罰金とです、
- 二、 船舶の往來を妨げる爲め、燈臺、浮標、其他航海の安寧を保護する標識を損壞し、又は詐欺の標識を標示したものは、重懲役です、
- 若しも事務に關する官吏及び雇人職工自ら犯したる時は、本刑に一等を加へられます、
- 三、 水路で舟を並べ、通船の妨害をした者は、五錢以上五拾錢以下の科料です、

第二節 河川の事

- 一、 河川と稱するは、主務大臣に於て、公共の利害に重大の關係ありと認定したる河川をいふのです、假令認定を受け、河川又は河川に流入し、若くは河川より分岐する水流若くは水面にも河川法を準用することが出來ます、

二、洪水の危険切迫なるときは、警察官吏は、其現場に於て、直ちに防禦の爲めに必要な土地を使用したり(一)土砂、竹木其他の材料、車馬其他の運搬具及び器具等を使用したり、徴收したり(二)其現場にある者を使役したり(三)家屋其他の障害物を破毀すること(四)が出来ます、

三、尙ほ、其管内に於て、使役を命じ(一)下級公共團體に命じて土地、材料、運搬具、器具及夫役を供せしめ(二)市町村長其他の吏員等を指揮して必要な處分をなさしむ(三)ることが出来る、

三、三 法要

第三節 船舶の事

一、日本船舶とは、

第一 日本の官廳又は公署の所有の船舶

第二 日本臣民の所有の船舶

第三 日本に本店ある商事會社で

合名會社なれば、社員の全員

合資會社、株式合資會社なれば、無限責任社員 of 全員

株式會社なれば、取締役の全員

が、日本臣民なるもの、所有の船舶

第四 日本に主たる事務所を有する法人で、其代表者の全員が日本臣民なるもの、所有の船舶

をいひます、

夫で日本船舶でないものは、

イ 日本の國旗を掲げることが出来ぬ

ロ 不開港場に寄港することが出来ぬ

ハ 日本各港の間に於て物品又は旅客の運送をすることが出来ぬ

然れども、法律若くは條約で別段の定めあるとき(一)海難若くは捕獲を避けんとするとき(二)主務大臣の特許あるとき(三)は格別です、

二、日本船舶でないに、國籍を詐る目的で、日本の國旗を掲げたるときは、船

長を百圓以上千圓以下の罰金で、其情の重きときは、其船舶を沒收せられま
す、

三、日本船舶が、國籍を詐る目的を以て、日本の國旗にあらざる旗章を掲げ
たるときも同様です、

四、日本船舶でないに、不開港場に寄港したり又は日本各港の間に於て荷
客を運送したものは、船長を拾圓以上千圓以下の罰金です

五、官吏を欺き、船舶原簿に不實の登録を爲さしめたる者は、二月以上三年
以下の重禁錮と百圓以上千圓以下の罰金です、

六、船舶國籍證書又は假船舶國籍證書を請受くる前に日本國旗を掲げ、又
は之を航行したる者は、船長を拾圓以上千圓以下の罰金です、

七、日本船舶で、日本の國旗を掲げるときは、船長は五圓以上五百圓以下
の罰金です、

又船舶の名稱、船籍港、番號、積量、喫水の尺度等を揭示せず、其他船舶の修繕の

結果、積量に變更を生したる時、其他登録の事項に付き變更を生したるも之
が申請を爲さず又は許可をも受けるときも亦同罪です、

元四、法七

第四節 船舶検査の事

一、日本船舶は、規則によりて、検査を受けねばならぬ、但し左の場合は検査
を受くるに及ばぬ、

第一 總噸數二十噸未満又は積石數二百石未満の帆船

第二 端舟其他櫓權のみを以て、運轉し又は主として櫓權を以て運轉す
る舟

第三 倉庫船、繫留船

第四 平水航路のみを航行する帆船

です、

二、船舶の検査は、

第一 日本船舶として初めて航行の用に供するとき

第二 其航行期間の満了のとき

第三 航行期間内特に必要あるとき

航行期間は、汽船に在ては、三ヶ月以上一ヶ年以内帆船に在ては六ヶ月以上三ヶ年以内です、

検査は所在地の管海官廳で之を行ひ、

第一 特別検査

第二 定期検査

第三 臨時検査

第四 移民船検査

の四種で、

三、特別検査を初めて行ふべき場合は、

第一 日本船舶を初めて航行の用に供せんとするとき

第二 日本臣民が借入れ日本各港の間又は日本と外國との間に使用する

る外國船舶(一)日本の沿岸又は湖川港内のみ航行する外國船舶(二)を各其航行路に使用せんとするとき

第三 検査を受くに及ばざる船舶が、検査を受くべきものとなりたること

第二回以後の特別検査は、前回特別検査を受けたる時より起算し、二年乃至六年の範圍にて時期を定め行はるゝのです、

四、定期検査は、船舶の航行期間を定めんとする時に之を行ふのです、

五、臨時検査は、

第一 航行期間内特に検査官吏に於て検査を爲すの必要ありと認めたるるとき

第二 臨時に管海官廳が検査を爲すの必要ありと認めたるるとき

六、移民船検査は、

第一 日本船舶が日本各港で移民若くは三等旅客百人以上又は移住民

及び三等旅客を併せて百人以上を搭載して近海航路外の港に運送せ
んが爲め、日本の最後の港を發航せんとするとき

第二 外國船舶が外國船舶検査規則第三項に當るとき
です、

七、船舶の検査は、船舶所有者、船舶管理人、船舶借入人より申請する
但船舶籍港外にあるときは、船長より申請することが出來ます、

八、船舶検査に合格しましたら、船舶検査證書を交付せられます、

假證書を交付して、本證書と交換するまで、效用あるものです、

九、航路は、

第一 遠洋航路

第二 近海航路

第三 沿海航路

第四 平水航路

です、

十、遠洋航路とは内外國の各地に通ずる航路です

近海航路とは、東經百十三度より同百六十度及び北緯二十一度より同五十
五度に至る線内の航路をいひ、

沿海航路とは、各地沿海を航行する航路をいひ、

平水航路とは、湖川港内及び或る區域内の航路をいひます、

十一、旅客は航路によりて、各室毎に定めらるゝなれども、

十二年未滿の者は、二人

二年以上五年未滿の者は、四人

を以て、定員の一人と積算し、二年未滿の者は、算入しませぬ、

十二、左の人々は旅客と看做しませぬ、

第一 船舶所有者、船舶管理人、船舶借入人

第二 船員にあらずして、船中にて職務を行ふ者

第三 航行中に救助せられたる者

ですが、第一、第二の人にて室内にあるときは、旅客定員とします。

十三、 船長は、各旅客室毎に見易き場所を選び、該室の等級及び定員を表示すべく、(一)旅客室と船員常用室と常に區別し置かねばならぬ。

十四、 旅客室に、貨物を搭載したる時は、該室の旅客定員は、貨物の面積に對する割合によりて減少せねばならぬ。

十五、 航行期間内に旅客定員を變更せんとする者は、申請書に事由を具し船舶検査手帳を添へ、最寄管海官廳に其認可を受けねばならぬ。

十六、 以上總ての場合に於て、規則に背きたる者は、貳拾五圓以下の罰金です。

第五節 北海道移住民渡航船舶の事

一、 北海道移住民一百以上を搭載せんとする船舶は、其都度、船長又は船舶所有者より、所轄警察署へ届出ねばならぬ。其事項は、

第一 船名、船籍地、登簿噸數、旅客定員、船舶所有者及び船長の氏名

第二 發航の日時、寄港地、著港地及其日時

第三 搭載する移住民の員數、船賃及貨物運搬賃

第四 食料の種類及び其供給の方法

第五 移住民又は回漕問屋旅人宿其他移住民の渡航を周旋する者と特別の契約あるときは其契約

其寄港及著港したる場合も届出ねばならぬ。

二、 右の届出を受けたる警察署は、直ちに其船舶に臨檢し、臨檢せる警察署は、届出の事項及び發航日時を直ちに其寄港地及著港地の各警察署へ通報するのです。

三、 船舶は臨檢を受けたる後でなければ發航することは出来ぬ。之に背いて航行した者、又は嘘の届出をした者は、二十五日以下の重禁錮又は貳拾五圓以下の罰金です。

四、回漕問屋、旅人宿其他移住民の渡航を周旋する者は、移住民渡航の都度警察署へ届出ねばならぬ、其事項は、

第一 船名及び發航日時

第二 移住民の員數、船賃及び渡航周旋料又は手数料

第三 移住民又は船舶所有者若しくは船長との契約

第四 移住民を投宿せしめたる時は其月日

此届出を爲さずして周旋した者は、二十五日以下の重禁錮又は貳拾五圓以下の罰金です、

警察署は渡航周旋料又は手数料を不當と認むるときは、低減せらるゝものです、

五、右の周旋者、正當の理由なくして、發航日時に移住民を出發せしめるときは、其出發延期の爲めに生じたる移住民の費用を引受けねばならぬ

六、右の周旋者、船賃宿泊料、渡航周旋料又は手数料の外、何等の名義を以て

するを問はず、移住民より金錢又は物品を受くることは出來ぬ、若し之を受けたる者は、二十五日以下の重禁錮又は貳拾五圓以下の罰金です、

七、船舶内に於て、天災其他避くるべからざる事故によるにあらずして、飲食物の供給を怠りたるものは、前と同罪です、

第三編 行政警察

第六章 船鑑札の事

一、登簿船免狀を受有するに及ばざる船舶は、左に記載するものを除く外、船鑑札を受有せねばならぬ、

第一 航行の用に供せざる船舶

第二 登簿噸數五噸未滿若しくは積石數五十石未滿の帆船

第三 櫓權のみを以て、運航し若しくは主として櫓權を以て運航する船舶

二、鑑札下付の申請は、本船定繫所を管轄する地方廳へ申請するのです、其申請書には、

- 第一 船名
- 第二 定繋所
- 第三 船舶の種類(汽船若くは帆船)
- 第四 船質(鐵、鋼若くは木)
- 第五 檣數
- 第六 製造地名
- 第七 製造年月
- 第八 造船工長氏名
- 第九 船の原名
- 第十 所有者の氏名住所
- 第十一 (尺度量噸甲板上最大の長、内法り最大の幅、艙室に於て量噸甲板より船底中央の内板に至る深)
- 第十二 總噸數

第十三 登簿噸數

第十四 公稱馬力(汽船に在ては)

日本形船舶の件名書には、第十一號以下の事項を除き積石數を記載するなり)

地方廳に於て、右の申請書を受けたるときは、件名書にある件々を一々審査して、船鑑札を下付せらるゝのです。

三、船鑑札は、船舶に備へ置き、本船管理者之を保管し、當該官吏に於て、檢閲を要めらるゝときは、之を提供せねばならぬ、若しも之に背きたる時は、貳圓以上貳拾圓以下の罰金です。

四、船鑑札に記載したる事項を、變更したる時は、三十日以内に、書換又は新鑑札を受けねばならぬ、又亡失若くは毀損した時は、再授を請はねばならぬ

五、船舶破壊、喪失、失踪、解撤に歸したる時若くは日本船舶たる資格を失ひたる時又は登簿船免狀を受有すべき船舶となりたる時は、何れも三十日以内

に、船鑑札を返納せねばならぬ、之に背きた時は、貳圓以上貳拾圓以下の罰金です。

六八、布三

第七節 危害品船積の事

一、火薬硝石硫黄の類及び發火し易き製薬品其他油脂醬液并に腐敗し易き性質にして他物を損害すべき物品船積する時は、其品名を表包の外部に記し或は送狀に記載し、船主船長又は運漕會社危難請合會社等の承諾を得て後に差出さねばならぬ、
若し此等の手数をなさず尋常荷物と詐はり船積し或は船積せんと謀るものは、五百圓以下の罰金です、
二、尋常の物品として差出したる荷物の内に、右様の危害品ありと見受けられたる時は、何時にても之を發包す、
而して未だ船積せざる前なれば、之を安全の場所に移し置き直ちに警察署へ届出へく、其船積の後なる時は、船中にて三人以上の立會にて、之を海中に

三九、通令

投棄し、著港の上直ちに其次第を警察署へ届出べきものです、

三、船長及び會社等荷主と申合せ危害品を船積し或は船積せんと謀る者は五百圓以下の罰金で、其之を見出しながら、届出さる者は、貳百圓以下の罰金です、

四、火薬類船舶運送及貯藏に付ては、左の手續に従はねばならぬ、
火薬類は、左の場合に於ては、船積することは出来ませぬ、

第一 運搬許可証なきもの

第二 銃砲火薬類取締法施行規則に定めたる容器に收納せざるもの、又
容器の外部見易き所に火薬の標記なきもの

第三 日没より日出までの間

第四 甲板なき船舶で旅客を運送する時

第五 旅客の上船と同時

二、火薬類は、左の場合に於ては、陸揚することは、出来ませぬ、

- 第一 日没より日出までの間
- 第二 旅客の下船と同時
- 第三 火薬類は、左の場合に於ては積載することが出来ぬ、
 - 第一 容易に燃焼し又は爆發の誘因となるべき虞ある物品に接近し又は他の貨物の下
 - 第二 機関室、料理場、石炭庫、其他火氣ある場所
 - 第三 旅客室又は其近傍
 - 第四 火薬類を運送又は貯藏するに付ては、左の注意を加へねばならぬ、
 - 第一 警察官は、船舶の出入、碇泊又は船積若くは陸揚に關し、危害豫防の爲め必要な命令を爲すことがあれば、之に従はねばならぬ
 - 第二 日没より日出までの間に船積、陸揚又は荷操を爲すは、警察官の許を受けねばならぬ
 - 第三 同所に置くことの出来ぬ火薬類又は別庫に貯藏すべき火薬類は

各別に積載せねばならぬ

甲板なき船舶にありては、同時に之を運送することは出来ぬ

第四 摩擦、動搖、衝突又は轉輾せざる様緊密に積載せねばならぬ

第五 船積、陸揚又は荷操を爲すときは、投下してはならぬ、又革、麻布又は毛布の類を以て、其經過すべき場所を蔽ひたる場合の外、之を轉輾してはならぬ

第六 取扱は遲滞なく、之を完了せねばならぬ

第七 積載の場所に、鐵釘、其他鐵具あるときは、木板皮又は布の類で以て之を覆はねばならぬ

第八 艙内に積載した時は、艙口を密閉し布を以て覆はねばならぬ

第九 安全燈の外、燈火を用ひてならぬ

第十 積卸の場所又は積載の場所は、鐵釘を附したる靴類を穿ち、燐寸其他發火し易き物品を携帯し又は喫煙することはならぬ

第十一 火薬取扱の前後とも其都度其場所を掃除せねばならぬ

第十二 港内に入碇泊するときは、日出より日没までは、Bの信號旗、日没より日出までは、紅燈を檣頭其他見易き場所に掲げねばならぬ

第十三 船舶には其常用外、火薬類を貯藏してはならぬ

第十四 繫留船又は倉庫船に火薬類を貯藏せんとせば、船舶の構造繫留の位置及貯藏の火薬種類數量に付き警察署の許可を受けねばならぬ
以上の各號に付て、之に背きたる時は、貳拾五圓以下の罰金です、

五、旅客は、火薬類を携帯して乗船することが出来ぬ、但少量の小銃用は此限にあらすです、若し背きた人は、同罪です、

第八節 海上衝突豫防の事

一、船燈「見得」とは晴天の暗夜にて認め得るをいふ、

船燈は、天氣の如何を問はず、日没より日出までの間點すべきものでありまして、此時間中は他の之に紛はしき燈を掲てはならぬ、

二、汽船は、航行中必らず、左の燈を掲ぐ、

第一 前檣若くは其前面に、前檣なきものは、本船の前方に亮明の白燈一個

第二 右舷に綠燈

第三 左舷に紅燈

三、汽船他船を引きて、航行するときには、両舷燈を掲ぐる外に白燈二個

四、事變の爲め運搬自由を得ざる船舶は、前檣白燈と同一の高さに最も見易き所に、紅燈二個

海底電信線の布設又は引揚に従事する船舶は、紅燈上下二個、白燈中央に一個

以上晝間なれば、前の分は黒球若くは黒色の形象二個、後の分は紅色球形上下二個、白色堅菱形中央に一個です、

五、航行中の帆船及他船に引かれて運行する船舶は、右舷左舷の二燈のみ

を掲ぐ、

六、小形船航行中天氣の様様により緑紅二舷燈を掲げがたきときは點火し置きて他船の我船に近寄り行く時は衝突を防くに充分なる時間を見定めて其舷燈を最も見易き様各舷に表示せねばならぬ、

七、總積量四十噸未満の汽船總積量二十噸未満の帆船及び櫓擡を以て運轉する船航行中は、必らず二にある三種の燈を掲ぐに及びませぬが、其掲げざるときは、必らず左の如くせねばならぬ、

第一 四十噸未満の汽船

甲 船の前部又は烟突若くは其前面に白燈一個

乙 緑紅の二舷燈又は両色燈一個

第二 汽艇は、第一の甲の白燈一個

第三 二十噸未満の帆船は、一面は綠色一面は紅色の玻璃を用ひたる燈籠一個を手近に置き船の近寄り行く時に表示す、

第四 櫓擡を以て運轉する船は、白燈一個を手近に備へ時を見定めて表示す

八、水先船其水先區に於て、營業を爲すときは、他船に要する燈を掲げてはならぬ、單に周圍より見得へき白燈一個を櫓頭に掲げ且十五分時を超へざる間隙に閃火一個又は數個を發するのです、

水先人を要する船舶へ直付けすべき水先船は、白燈を櫓頭に掲ぐる代りに隨時之を表示す、

九、他船を追越せんとする船舶は、他船に向つて船尾より白燈を表示し又は閃火を發するのです、

十、長さ百五十尺未満の船舶碇泊中は、前方の最も見易き所に、白燈一個長さ百五十尺以上の船舶なれば、尙ほ且船尾若くは其最寄りに白燈一個

十一、汽船晝間に帆のみで運轉するも其烟突を引下げざるときは、前方の最も見易き所に、黒球若くは黒色形象一個を掲げねばならぬ、

十二、霧中信號

航行中の船舶に信號を爲すは、

汽船は汽笛若くは汽角

帆船及他船に引かれて通行する船舶は霧中號角

です、

霧中降雪其他暴雨中は、晝夜の別なく、

第一 航行中は、二分時より多からざる間隙を以て、長聲を一發す

第二 航行中運轉を止めて速力を有せざるときは、二分時より多からざる間隙を以て長聲を二發す

第三 帆船航行中は、一分時より多からざる間隙を以て、右舷開なれば、一聲を發し、左舷開なれば、二聲を連發し、船の正横後に風を受けたるときは、三聲を連發す

第四 船舶碇泊中は、一分時より多からざる間隙を以て大約五秒時間劇

しく號鐘を鳴らす

第五 他船を引きて運航する船舶、海底電信線の布設若くは引揚げに従事する船舶及航行中運轉自由を得ずして近寄り來る他船の航路を避け能はさるか又は規定に従ふて運轉し能はさる船舶は、二分時より多からざる間隙を以て三聲を連發し即ち長聲を一發した後、直ちには短聲二發す

他船に引かれて、運航する船舶も同様とす

十三、航方 衝突の危険は、其現況により我船に近寄り來る他船の方位を看守して之を豫知するを得るのです、若しも其方位儘かに變更するを認めざるときは、危険あるものと知らねばならぬ、

十四、二艘の帆船、互に近寄りて衝突の虞ある時は、其一船より、左の如く他船の航路を避けねばならぬ、

第一 一杯に開かざる船は、一杯に開きたる船の航路を避くべし

第二 左艘に一杯に開きたる船は、右舷に一杯に開きたる船の航路を避くべし。

第三 一杯に開かさる二艘の船、風を受くる艘同しからざる時は、左艘に風を受けたる船より他船の航路を避くべし。

第四 一杯に開かさる二艘の船、風を受くる舷、同じき時は、風上の船より風下の船の航路を避くべし。

第五 船尾より風を受けたる船は、他船の航路を避くべし。

十五、二艘の汽船、正しく真向又は幾んど真向に行逢ふて衝突の虞あるときは、両船とも鍼路を右舷に轉じ、互に他船の左舷の方を行過くべし。

十六、二艘の汽船、互に航路を横切り衝突の虞あるときは、汽船を右舷に見る船より他船の航路を避くべし。

十七、帆船と汽船と互に近寄り衝突の虞あるときは、他船より帆船の航路を避くべし。

十八、二船の内一船より他船の航路を避くるときは、他船に於て其鍼路及び速力を保つべし。

十九、他船の航路を避くべき船は、成るべく他船の前面を横切ることばならぬ。

二十、他船の航路を避くべき汽船は、他船に近寄りたるるとき時宜に應じ速力を緩め若くは運轉を止め又は後退すべし。

二十一、總て他船を追越す船は、他船の航路を避くべし。

二十二、汽船狹隘の水道に於て、無難に通航し得るときは、其中流の右側即ち本船の右舷に當る方を航行すべし。

二十三、航行中の帆船は、綱或は繩を用ひて漁業に従事する帆船の航路を避くべし。

二十四、航路信號、

航行中の汽船、他船に近寄り鍼路を變せんとするときは、汽笛若くは汽角を

以て左の信號を爲し他船に我船の鉞路を通知するのです。

短聲一發 我船鉞路を右舷に取る

短聲二發 我船鉞路を左舷に取る

短聲三發 我船全速力にて後退す

二十五、懈怠の責、

點燈信號又は見張の怠り其他海員の常務又は臨機の處置に必要な注意の怠りより生したる結果に付ては、船主、船長、海員は其責を免るゝことは出來ぬ、

二十六、難船信號、

他船又は陸地より救助を要する船舶は、左の信號を同時又は別々に使用す
晝間信號

第一 大約一分時の間隙で砲又は其他爆裂發火信號を一發す

第二 萬國船舶信號書のNCの難船信號を表示す

第三 方形旗の上又は下に球若くは之に類似のものを掲ぐる遠隔信號を表示す

第四 霧中信號器を以て間斷なく音響を發す
夜間信號

第一 前に同じ

第二 船上の發煙(ター)桶、油樽等を燃燒する類)

第三 星火を發する榴彈或は火箭を一次一發づゝ度々打揚ぐ

第四 前に同じ

第九節 水難救護の事

一、遭難船舶あることを發見した者は、遲滯なく最近地の市町村長又は警察官吏に報告せねばならぬ、
又遭難船舶あることを認知した時は、市町村長は直に現場に臨み、救護に必要な處分をせねばならぬ、

二、救護に關しては、

警察官吏は、市町村長を助け、市町村長現場に在らざりし時は、市町村長に代りて、其職務を執行するものです。

市町村長は、

第一 船長の意に反して救護をすることが出来ぬ併し船長の人命を保護する手段を不充分なりと認め(一)船長に悪意ありと認め(二)たときは格別です

第二 救護の爲め、人を招集し、船舶車馬其他の物件を徴收し又は他人の所有地を使用することが出来る

第三 救護に必要ならずと認むる者妨害を爲したる者又は不正の行爲を爲したる者を退去せしむることが出来る

第四 救護に際し、暴行を爲す者の身体を勾束することが出来る

第五 救護に際し、遭難物件を隠匿したる者ありと認むるときは其物件

を搜索し又は之を差押ふることが出来る

第六 遭難船舶其他救上げたる物件及差押たる物件を保管せねばならぬ

其物件中郵便物あれば、最近の郵便局に引渡すにありませぬ

三、 船長は遭難後、遭難なく、船難報告書を作り、市町村長に差出し、市町村長は報告書の事實を審査し相當と認むるときは、船長の請求に依り認証を與ふべく、市町村長は報告書の事實を審査する爲め、船内書類の提出を命じ、又は船員、旅客其他船中にありたる者を呼出し訊問を爲すことが出来る。

四、 市町村長は、救上げたる物件にして、左に掲げたる事實の一に當たる時は、之を公賣し、其代金を保管するのです。

第一 物件、久しきに耐へ難きこと、又は著しく其價の減する虞あること

第二 爆發物、容易に燃焼すべき物又は其物件にして、保管上危険の虞あること

第三 保管費用其物件の價格に超過し、又は其價格に比し不相當なること

公賣せんとする時は、市町村長は、期間を定め、其期間内に擔保を供して、物件の引渡を求めれば、公賣する旨を通告す、船籍權なるときは、船舶所有者に通告するにありませぬ。

五、救護に關係した者は、市町村長より救護費用を支給することが出來ますが、

第一 救護せられたる船舶の所有者又は其船舶の船員

第二 故意、懈怠又は過失により遭難を惹起した者

第三 船長の意に反して救護した者

第四 救護に際し妨害を爲し、又は不正の行爲を爲した者

第五 遭難物件を持去り、又は其引渡を拒みたる者

等には、支給することは、いたさぬのです。

六、救護費用とは、

第一 救護に關係した者の勞務の報酬

第二 土地の使用又は物件の徵用の補償

第三 救上げた物件の運搬、保管又は公賣費用

七、救護費用の支給を受けんとせば、市町村長の指定期限内に之を申立てねばならぬ、其手續をせぬものは、之を求むることが出來ぬ。

八、船長、船舶所有者は、救護費用を納付して、市町村長の保管の金錢其他の物件の引渡を受く、其擔保を供した時も亦同様です、併し、

第一 船員の所持品

第二 船員及旅客の食料

第三 運送賃を支拂ふことなくして、船中に携帯する旅客の手荷物

第四 公賣費用を償ふに足らぬと認められた物件

は、納付又は擔保なくして、引渡すものです。
保管の船舶又は積荷を賣却し抵當と爲し又は質入せんとするときは、市町村長の認可を受けねばならぬ
九、 船長又は船舶所有者に於て、市町村長へ期限内に救護費用を納付せぬときは、市町村長は、保管物件又は擔保として差出たる物件を公賣し、其代金を保管す若し公賣するも代金を以て、其費用を償ふに足らぬと認めたる物件は公賣しませぬ。
十、 市町村長は、納付を受けたる金銭又は其保管に係る金銭を以て、救護費用を支辨するのです。

第十節 海難等の届出の事

- 一、 海技免狀を受有する者は、其職務を行ふにあたりて、
- 第一 其船舶を放棄したとき
- 第二 自他の船舶を問はず、之に損害を加へ若くは之を沈没せしめた時

三、六、通令

第三 人を殺傷したとき

第四 海難に罹りたる船舶あることを認めたる時

第五 職務上の義務に背き又は怠りたる時

第六 亂醉粗暴其他の失行ありたる時

等あれば、其船長、船長不在なれば、代理者より其地若くは爾後始めて到着したる地の船舶試験所、同支所、警察署、市町村役場、浦役場等に其旨を届出ねばならぬ。

二、 若し右の事項ありたることを認知し、思料した時は、其所在地に於て、各官公署に其旨を届出でねばならぬ。

三、 届出を爲さざる時は、貳圓以上貳拾五圓以下の罰金です。

第十一節 水先の事

一、 水先人は、水先免許狀を持たねばならぬ。

水先人にあらざる者は、水先區に於て、船舶の水路を嚮導することが出來ぬ

三、三、法苑

二、水先免許状は、左に該當する者にあらざれば、授與せぬです、

第一 帝國臣民なること

第二 主務大臣の定むる試験規定に依り試験に合格したること

第三 水先人名簿に登録せられたること

三、水先人たることを得ざる人々は、

第一 滿二十三年に達せざる者及滿六十年以上の者

第二 剝奪公權者

第三 家産分散者及破産者

第四 瘋癲白痴者及身体不具又は羸弱にして業務を營むに不適當なる者

第五 水先免許状の行使を禁止せられたる者

四、水先人が業務を營むことが出来ぬ、件々、

第一 公權を行ふことを停止せられたるとき

第二 水先免許状の行狀を停止若くは假停止せられ又は之を差押へられたるとき

五、水先人は、其業務に従事するには、免許状と水先法令書とを携帯せねばならぬ、而して官公吏、船長の命あれば開示するものです、

水先人水先船に乗込みたるときは、晝間は、水先旗を掲げ、夜間は、海上衝突豫防法にある燈を掲げねばならぬ、

六、水先人を要招せんとせば、船長は、水先信號を爲す、故に水先人は、其信號を認めたる時は、直に要招に應せねばならぬが、

第一 二艘以上の船舶より同時に水先信號を爲した時は、自己に最も、近き船舶の要招に應ずべく

第二 二艘以上の船舶より同時に水先信號を爲した場合に、其中に危難に罹りたるものあれば、水先人は、第一にかゝはらず、其船舶に要招に應せねばならぬ

又二人以上の水先人同時に要招に應じた時は其何れをして嚮導せしむべきやは船長の選擇に任すにあり、

七、水先人水先船を去りたるときは水先旗を撤去するのです

八、水先人水路を嚮導すべき船舶に乗込みたる時は其氏名及水先人たることを船長に告知し、船長は水先信號旗を撤去し、船舶の名稱、船舶所有者の氏名、船籍港、積量、喫水を水先人に告知し、且水先人の要求あるときは其証明書類を開示するものです、

九、水先人は同時に二艘以上の船舶の水路を嚮導することが出来ぬ、併し船舶運航の自由を得ず又は水先人を得る能はざる爲め、其船舶と水路を嚮導すべき船舶と曳綱を以て聯絡せられたるときは格別です、

十、水先人は船長に對して水先案内料を請求する権利がある、

十一、水先人其業務を怠り因て船舶を毀損し若くは沈没せしめ又は人を死傷いたした者は、一月以上三年以下の重禁錮又は五拾圓以上六百圓以下

の罰金です、

水先人でない者水先區に於て水路を嚮導し因て船舶を毀損し沈没し、人を死傷した時も亦同罪です、

十二、次に

第一 水先人の業務を営むことが出来ぬにかゝはらず、業務を営み及び之をして水路を嚮導せしめた者

第二 二艘以上の船舶の水路を嚮導したり又は同時に水先信號を爲した時に規定に背きたるとき

第三 規定外の水先案内料を授受した者

第四 水先免狀を貸し又は行使せしめた者

第五 詐偽の目的で船舶の喫水、積量に付水先人に對し不實の告知を爲し又は喫水の標識を變へた者

第六 水路の嚮導を要求せられた場合に正當の理由なくして之に應せ

さる者又は之に應じたるも正當の理由なしで水路を嚮導せざる者

第七 水路の嚮導を要求したる場合に正當の理由なくして水先人をして水路を嚮導せしめず又は正當の理由なくして水先人を水先區外に伴ひたるもの

第八 水先人にあらずして水先區に於て水路を嚮導したる者

は貳圓以上貳百五拾圓以下の罰金です、

十三、 次は

第一 水先人にして免狀、法令書を携帯せず、水先旗又は燈を掲げず、水先旗を撤去せず、水先人たることを船長に告知せざる者

第二 水先人を要招する爲にあらずして、水先信號又は之と誤認し易き信號を爲したる者

第三 水先人が水先修業生を伴ひたる場合に之を拒みたる者、又は船長の承諾なきに二人以上の修業者を伴ひたる者

第四 免狀なきに水先船を使用した者

第五 水先人にあらずして、水先旗若くは之と誤認し易き旗を船舶に掲げ又は點燈及信號を爲したる者

第六 水先人にあらずして、艤装したる水先船又は之と誤認し易き船舶を使用したる者

等は、貳圓以上百圓以下の罰金です、

十四、 船長水先區に於て、水先人にあらざる者をして、水路を嚮導せしめたる時は、水先案内料と同額以上二倍以下の罰金です、

十五、 水路を嚮導せしめざれば、航行危険なる場合に於て、水先人を得ること能はざるが爲め、水先人にあらざる者をして、水路を嚮導せしめたる者なるときは、船長及び水先を案内せしものも罰せず、

第十二節 航路標識の事

一、 航路標識は、航路の安全を保護するの爲めに、政府より設置するのです

- 二、尤とも土地の形状又は情況によりては、地方税又は區町村費で以て航路標識を設けることが出来るも、逓信大臣の許可を受けねばならぬ、私設の航路標識は、免許年限間は、之を繼續することが出来る、以上二個の場合に於て、逓信大臣が航路標識の不完全で危害ありと認めたる時は、之を變更又は撤去を命せらる、又必要とせば、之を取上らることがある
- 三、航路標識を損壞し、又は移轉し、又は其性質を變更し、又は之を蔽遮すべき所爲を爲し、又は逓信大臣の指定したる區域内に於て、航路標識の燈光若くは警號と誤認し易き所爲を爲したる者等は、何れも十一日以上三年以下の重禁錮又は貳圓以上貳百圓以下の罰金です、
- 四、航路標識に船筏其他の物を繋ぎ、又は衝突せしめ、又は擧躋し又は之を汚穢した者は、五錢以上壹圓九拾五錢以下の科料です、

第十三節 船燈信號器救命具の事

- 一、船燈とは、電氣力で、點火する船燈を除く外、海上衝突豫防法に記載する

三、三 遮令

各種の船燈をいひ、

信號器とは、信號器中機械製霧中號角、星火を發する榴彈、火箭及び船舶檢査規程に依り船舶に備附くべき信號艙管を謂ひ、

救命具とは、船舶に備附くべき救命浮器及び救命艙を謂ひます、

二、船燈、信號器、救命具は、檢印を附したるものを使用し、且其試験成績書の寫又は檢定明細書を船内に保管せねばならぬ、

若し之に背きた時は、貳拾五圓以下の罰金です、

三、船燈、信號器、救命具を製造し、又は外國製の船燈、信號器、救命具を販賣せんとする者は、逓信省の免許を受けねばならぬ、

若し免許を受けずして、製造し、販賣した者は、貳拾五圓以下の罰金です、

四、免許を受けんとせば、申請書を差出し、仕様圖面及び標本を添へ、且試験手数料を納めねばならぬ、免許期間は、十年とし、免許證書の交付ありたる時は、免許手数料を納む、

五、 免許製造人、免許販賣人は、檢印を付し標本を保管し且其所在地の管海官廳に差出すのです。若し其標本が滅失し、損傷したるときは、更に保管し又は差出さねばならぬ。

若し之に背きたる時は、貳拾五圓の罰金です。

六、 船燈、信號器、救命具の修繕は、免許製造人に限り爲すことが出来る。然らざれば決して修繕をすることは出来ぬ。之を背いた者は、貳拾五圓以下の罰金です。

七、 免許製造人又は、免許販賣人は、左の事柄に當るときは、其事柄ありたる日若くは其事柄を知りたる日より十日内に事由を具し、免許証及試験成績書を遞信省へ返還せねばならぬ。

第一 免許期間満了

第二 死亡、廢業、組合若くは會社の散解

第三 免許の取消

の時とす、其返還せざる時は、貳拾五圓以下の罰金です。

八、 免許製造人又は、免許販賣人、其製造所又は、販賣所を、移轉又は増減した時は、十日内に遞信省へ届出づべく、其届出さる時も前と同罪です。

九、 船燈、信號器、救命具の請賣せんとする者は、遞信省の許可を受く、其許可を受くるは、申請書を差出すのです。

申請人認可証書の交付を受けた時は、手数料を納めねばならぬ。

認可を受けずして、請賣をした者は、貳拾五圓以下の罰金です。

十、 申請書記載の品の種類を増減し(一)已に請賣するものと同種類の物を他の免許人より請賣するとき(二)請賣所を移轉又は増減し(三)た時は、何れも遞信省に届出ねばならぬ。然らざれば、貳拾五圓以下の罰金です。

十一、 船燈、信號器、救命具を販賣せんとせば、管海官廳に之を差出し、檢定を受けねばならぬ。

日本の港に於て船舶と共に檢印なき外國製の船燈、信號器、救命具を取得し

た時は、船舶所有者、船舶管理人又は船長より、其港の管海官廳に差出し、検定を申請す。若し然らずして使用した時は、貳拾五圓以下の罰金です。

十二、免許人に於て船燈、信號器、救命具を修繕した時は、管海官廳に差出し、検定を申請すべく、若し然らざる時は、貳拾五圓以下の罰金です。

十三、「王」の場合に於て、検印を附せられたる者が左の事柄に當る時は、船燈は、十日内に事由を具へ、検定明細書を、管海官廳へ返還せねばならぬ。

第一 滅失したとき

第二 使用に堪わざるに至りたるとき

第三 検印を取消されたるとき

第十四節 船員の事

一、船員とは、船長及び海員で、海員とは、船長以外の一切の乗組員をいふのです。

二、日本で船員と爲らんには、管海官廳に船員手帖の交付を申請しねばならぬ。

らぬ。

申請人は、戸籍謄本を以て、身分を証明す。

未成年者が船員と爲るには、其法定代理人の許可を得ねばならぬ。

船員となることを許されたる未成年者は、雇傭契約に關しては、成年者と同

一です。

船員手帖に記載したる事實にして、錯誤ありたる時又は變更を生したる時

は、一ヶ月内に、管海官廳に船員手帖の訂正を申請せねばならぬ。

船員手帖が滅失せば、更に交付を受け、毀損した時は、書換を受けねばならず

廢業又は死亡せば、返還せねばならぬ。

何れも、背きたる時は、貳圓以上貳拾圓以下の罰金です。

三、船長は、

第一 海員を指揮、監督し、船中の者に對し、其職務を行ふ必要なる命令を爲す

第二 管海官廳の命あるときは、商法第五百六十二條第一項の書類を提出す

第三 船舶が港灣を出入する時、狹隘の水路を通過する時、其他危険の虞あるときは、甲板にありて、自ら指揮すること

第四 日本と外國又は外國各港間を、航行する船舶は、外國の港に入港し又は日本に到着した時は、二十四時間内に管海官廳に航海日誌を出して檢閲を受く

第五 豫定航路を變更し(一)人命又は船舶を救ひ(二)衝突其他の海難が生じ(三)船舶が捕獲せられ(四)死亡者ある(五)時は、最初に到着したる港の管海官廳に出頭して報告を爲す

第六 船舶に急迫の危険あるときは、人命、船舶及び積荷の保護に必要な手段を盡し且旅客海員其他船中にある者を去らしめたる後でなければ、船舶を去ることが出来ぬ

第七 船舶が衝突した時は、互に人命及船舶の保護に必要な手段を盡し且船舶の名稱、船籍港、發航港及到達港を告げねばならぬ

第八 航海中救護を求むる船舶を認めたる時は、人命を救ふこと

第九 海員が船中に於て、死亡したる時は、船中にある遺産を保管す

第十 船舶に乗込む前、其船員手帖を管海官廳に提出し就職の認証を申請す

等の職務あるものです。

〔第二〕第五に背きた時は、十一日以上六月以下の重禁錮又は參拾圓以上參百圓以下の罰金で、

〔第三〕に背き、自己の職務を委任せずして船舶を去り、必要なくして豫定航路を變更した時は、十圓以上五百圓以下の罰金で、

〔第四〕第五〔第八〕第九に背きた時は、五圓以上五拾圓以下の罰金で、

〔第六〕に背きた時は、二月以上五年以下の重禁錮で、

「第七」に反し人命又は船舶の保護に必要な手段を盡さざるときは、一月以上三年以下の重禁錮又は五拾圓以上五百圓以下の罰金で、其告知せぬときは拾圓以上參百圓以下の罰金です。

「第八」に反した時は、十一日以上一年以下の重禁錮又は參拾圓以上參百圓以下の罰金で、

船長が正當の理由なくして船舶を遺棄したるときは、一月以上二年以下の重禁錮です。

船長が旅客海員其他船中にあるものに對し職權を濫用し又は虐待したる者は十一日以上三月以下の重禁錮又は拾圓以上參百圓以下の罰金です。

四、海員雇入若くは雇止を爲し、又は雇入契約の更新若くは變更したるときは、管海官廳に海員名簿を提出して、公認を申請するのです。

公認ありたる時は、海員は、其船員手帖を管海官廳に提出し、公認の認証を申請す。

海員の雇止に關して、争あるときは、當事者の一方は、管海官廳に其事由を申立て、雇止の公認を申請することが出来る。

五、船長は、海員の雇入期間中其船員手帖を保管するものです。

海員は、雇入期間中脱船した時は、船長は管海官廳に船員手帖を返還す、又雇止ありたる場合に、於て、船長に對し其職務の執行又は品行の証明書を請求することが出来る。

海員が雇入期間中、更に手帖の交付を受け又は書換を受けたる時は、海員は其手帖を管海官廳に提出して、公認の認証を受くるものとす。

六、詐偽の所爲を以て、船員手帖の交付を受けたるときは、十五日以上六月以下の重禁錮と貳圓以上貳拾圓以下の罰金とです、詐偽の所爲にて、海員名簿に公認を受け、又は船員手帖に認証を受けたる時も同罪です。

七、海員が雇入手續の終はりたる後、正當の理由なくして船長の指定した時に船舶に乗込まざる時は、貳圓以上貳拾圓以下の罰金です。

海員が船長の許可を得ずして二十四時間以上船中にあらざるときは貳圓以上貳拾圓以下の罰金で、脱船したときは、十一日以上六月以下の重禁錮です。

又許可なくして、兇器、爆發又は發火し易き物、劇藥其他危険物を所持した時は五圓以上百圓以下の罰金です。

故なく船体若くは機關の要部を毀損し、又は重要なる屬具を毀損し放棄した者は、十一日以上三年以下の重禁錮と五圓以上五拾圓以下の罰金とです。其船舶の運航を妨けたるときは、一等を加へ船舶を覆没し又は人を死に致した時は重懲役です。

海員が相黨與して、職務に服せず、又上長の命令に服従せざる時は、十一日以上六月以下の重禁錮で、脱船した時は、一月以上一年以下の重禁錮で、上長に對して脅迫し又は毆打創傷を爲したものは、刑法の各本條に一等を加へるのです。

元、四、法交

船員が著るしく其の職務を怠り、因りて船舶を毀損し覆没し又は人を死傷に致した時は、一月以上五年以下の重禁錮又は拾圓以上千圓以下の罰金です。

第十五節 船舶職員の事

一、船舶職員とは、船長、一等運轉士、二等運轉士、機關長、一等機關士をいふのです。

日本船舶には、船舶職員を乗組ましめ、海技免狀を有する者でなければ、船舶職員となることが出来ぬ。

二、海技免狀は、

甲種船長

甲種一等運轉士

甲種二等運轉士

乙種船長

乙種一等運轉士

乙種二等運轉士

丙種船長

丙種運轉士

機關長

一等機關士

二等機關士

三等機關士

三、海技免狀は、

第一 試験合格者にして海員名簿に登録を受けたるもの

第二 海軍艦船に乗組み運航若くは機關運轉に従事し、又は商船學校全科卒業證書を有し、逓信大臣に於て海員試験規程に合格者と認むる者

四、海員試験を受くることが出來ず、又船舶職員となることの出來ぬ人々。

第一 公權を剝奪せられ復權せざる者及び公權停止中の者

第二 家資分散又は破産の宣告を受け復權せざる者及身代限の處分を受け債務の辨償を終へざる者

第三 瘋癲、白痴者、身体不具にして執職に不適當の者

第四 海技免狀の行使を禁止せられたる者及其行狀停止中の者

五、高等の免狀は、下等の免狀に代用す、

甲種船長の免狀は、他の船長及運轉士の免狀に對し、

甲種一等運轉士の免狀は、他の運轉士の免狀に對し、

甲種二等運轉士の免狀は、乙種各運轉士及丙種運轉士の免狀に對し、

乙種船長の免狀は、乙種各運轉士の免狀に對し、

乙種一等運轉士の免狀は、乙種二等運轉士の免狀に對し、

丙種船長の免狀は、丙種運轉士の免狀に對し、

機關長の免狀は、一等機關士以下の免狀に對し、

一等機関士の免状は、二等機関士以下の免状に對し、
二等機関士の免状は、三等機関士の免状に對し、
各高等の免状です、

六、左に掲げたる者は、貳圓以上貳百五拾圓以下の罰金です、

第一 相當の船舶職員を乗組ましめざる者

第二 相當の海技免状を有せずして船舶職員となりたる者

第三 無資格者にして船舶職員となりたる者

第四 海技免状を貸付け之を行使せしめたる者

第五 海技免状行使の假停止若くは差押を受け其職務を執りたる者

七、船舶職員の定員免状の種類は、

第一 遠洋航船は

一 汽船

イ 三百噸未滿

船長、 甲種船長 一人

一等運轉士、 甲種一等運轉士 一人

機関長、 一等機関士 一人

一等機関士、 二等機関士 一人

□ 三百噸以上

船長、 甲種船長 一人

一等運轉士、 甲種一等運轉士 一人

二等運轉士、 甲種二等運轉士 一人

機関長、 機関士 一人

一等機関士、 一等機関士 一人

二 帆船

イ 三百噸未滿

船長、 甲種一等運轉士 一人

一等運轉士、 甲種二等運轉士 一人

□ 三百噸以上

船長、 甲種船長 一人

一等運轉士、 甲種一等運轉士 一人

二等運轉士、 甲種二等運轉士 一人

第二 近海航船

一 汽船

イ 百噸未滿

船長、 乙種一等運轉士 一人

機關長、 二等機關士 一人

ロ 五百噸未滿

船長、 乙種船長 一人

一等運轉士、 乙種一等運轉士 一人

機關長、 一等機關士 一人

一等機關士、 二等機關士 一人

ハ 五百噸以上

船長、 甲種船長 一人

一等運轉士、 甲種一等運轉士 一人

二等運轉士、 甲種二等運轉士 一人

機關長、 機關長 一人

二、 帆船

イ 十五噸以上二百噸未滿、百五十石以上二千石未滿

船長、 丙種運轉士 一人

ロ 五百噸未滿、二千石以上

船長、 丙種船長 一人

一等運轉士、 丙種運轉士 一人

ハ 五百噸以上

- 船長、 甲種船長 一人
- 一等運轉士、 甲種一等運轉士 一人
- 二等運轉士、 甲種二等運轉士 一人

第三 沿海航船

汽船

イ 百噸未滿

- 船長、 乙種二等運轉士 一人
- 機關長、 三等機關士 一人

ロ 二百噸未滿

- 船長、 乙種一等運轉士 一人
- 機關長、 二等機關士 一人

ハ 二百噸以上

- 船長、 乙種船長 一人

- 一等運轉士、 乙種一等運轉士 一人

- 乙種一等運轉士、 一等機關士 一人

- 機關長、 二等機關士 一人

第四 平水航船

汽船

イ 百噸未滿

- 船長、 乙種二等運轉士 一人

- 機關長、 三等機關士 一人

ロ 百噸以上

- 船長、 乙種二等運轉士 一人

- 權關長、 二等機關士 一人

第十六節 開港の事

一、外國通商を許したる諸港の經界は、

横濱の港界は 十二天より燈船まで夫より正北に向ひ鶴見川口の東岸まで引きたる一線内

神戸の港界は 生田川の舊口より南方に向ひ引きたる一線と和田岬より北東に向ひ引きたる他の一線との二線を経界となしたる面積内

新潟の港界は 燈臺を中心とし二海里半の半徑を有する圓圈の一弧内
夷港の港界は 椎泊村より北五十里村外界まで引きたる一線と加茂湖

東岸港町より同湖北西岸加茂村まで引きたる一線との内

大阪の港界は 武庫川口目標より南徹西に向ひ引きたる一線と大和川口より引きたる一線と武庫川口目標より六海哩大和川口より五海哩の所に於て相接する其二線内

長崎の港界は 神崎より女神に引きたる一線内

函館の港界は 阿野間崎より南方沖合半海哩の所より上磯村有川口の

東岸まで引きたる一線内

清水の港界 眞崎より正北に引きたる一線内

武豊の港界 布土村より正東に引きたる一線内

四日市の港界 燈臺を中心として二海里半の半徑を有する圓圈の一弧内

下の關の港界 彦島弟子待の鼻より巖流島の南東端まで夫より北東徹北に向ひ引きたる一線及び彦島海士浦の鼻より北東に引きたる一線内

門司の港界 白木崎より北西四鏈の所より門司崎に引きたる一線と正南に引きたる他の一線との二線を経界となしたる面積内

博多の港界 殘島の北端より蒲切に引きたる一線及小戸鼻より殘島の南端に引きたる一線以内

唐津の港界 高島の北端より正東及正西に引きたる二線以内

口の津の港界 宮崎鼻より正南に引きたる一線と白間崎より正東に引きたる他の一線との二線を經界となしたる面積内

三角の港界 瀬戸の鼻より大矢野島コンビラ鼻まで際崎の鼻より戸馳島野崎まで同島兎鼻より千束島六四郎鼻まで夫より大矢野島塔ヶ嶽まで引きたる四線以内

嚴原の港界 荒崎より耶良崎(一名寢釋迦鼻)に引きたる一線以内

佐須奈の港界 立場崎よりトロク崎に引きたる一線以内

鹿見の港界 長崎島より塔崎に引きたる一線以内

那覇の港界 先原崎より干の瀬の北端に引きたる一線及安里川口より

干の瀬の北端に引きたる一線内

濱田の港界 黒崎より馬島の西端に引きたる一線と馬島の北端(千疊敷鼻)よりアブミ崎に引きたる一線以内

境の港界 燈臺を中心として一海里半の半径を有する圓圈の一弧内及

外の江の西端より正北に引きたる一線以東

宮津の港界 片島鼻より日置崎に引きたる一線以内

敦賀の港界 赤崎より蛭子崎に引きたる一線以内

七尾(南灣)の港界 能登島松ヶ崎より南東に引きたる一線以西及屏風崎
峽以東

伏木の港界 燈臺を中心として一海里半の半径を有する圓圈の一弧内

小樽の港界 平磯岬よりカヤシバ岬に引きたる一線以内

釧路の港界 燈臺より正西二海里に引きたる一線以北及該線の西端より正北に引きたる一線以東

室蘭の港界 エンルム崎より大黒島を經てホテイシ崎に引きたる一線
以内

とするのです。

二、各船舶は入港するに其國旗及信號符字を掲ぐべく、定期郵便物は會社

旗を以て、信號符字に代用することが出来る、

右國旗、信號符字又は會社旗は、船舶の著港を港長に届出たる後にあらざれば之を引下してはならぬ、

著港届は、日曜日大祭日を除く外著港後、二十四時間内に之を差出すにあり著港届を差出したる後にあらざれば、如何なる船舶たりとも、税關手續の便利を與へざるものとす、

三、各船舶は、其著港に際し、自由交通の許可を受くるまでは、其船舶と他の船舶或は陸地との間に於ける、一切の交通は差止めらる、

四、各船舶は、止むことを得ざる場合の外、特許なくして、港長指示の泊船所を去るべからず、

五、如何なる船舶も公けの航路に投錨し、其他航海の自由を障礙してはならぬ、

六、港界内に碇泊し、又は運航する船舶は、日没と日出の間には、海上衝突豫

防に關する法令の各種の船燈を掲げねばならぬ、

七、暴雨風の來らむとする時或は、警報信號を掲げたるときは、各船舶は直に一個又は一個以上の豫備錨を投下するの準備を爲す、尤とも汽船は、此外別に蒸氣を發生せしめねばならぬ、

八、常用に超過し爆發物又は容易に燃焼すべき物料を積載したる一切の船舶は、港界外に來り其處にて港長の指揮を待つ、其間日出と日没の間にはBの信號、日没と日出の間には、紅燈を前牆の頂上に掲げべし、

各船舶は、港長の指揮したる場所にあらざれば、前記の物件を積入れ又は荷卸してはならぬ、

港長は、港界内に場所指定し難しと認むる時は、港界外に適宜の場所を指定す、此場合は、港界内にあるものと看做す、

九、船舶が港界内にて、火を失したる時は、救護の來るまで、船鐘を打鳴すべく、且日出と日没の間には、NHの信號を掲げ、日没と日出の間は、斷えず紅燈

を上下せねばならぬ、

警察官の救護を要するときは、日出と日没との間には、Gの信號を掲げ、日没と日出の間には、藍火若くは閃火を示す、其他に於て港界内に於ては、銃砲又は煙火等を發してはならぬ、

十、流行病傳染病ある地より來り又は船中に該病ある船舶は、港界外に來り、日出と日没の間には、黃旗を、日没と日出との間には、紅白二燈を上下に連ね、前墻の項上に掲げ、臨檢を受けねばならぬ、

右船舶は、自由交通の允許を受くるまで、黃旗若くは、燈火を引下すを許さず、且衛生官吏の許なければ、何人も上陸せしめ、又は他と交通することを許しませぬ、

牛羊等傳染病ある地より來著し又は航海中該病を發生したる時は、衛生官吏の許を得ざれば、牛羊等又は其死体、皮革又は骨を陸上げ又は他へ移轉してはならぬ、

十一、港界内では、死体、荷足、灰燼、塵芥等を海中に投棄してはならぬ、

石炭、荷足、其他之に類する物料を積卸する時は、其海中に脱落せぬを防ぐ爲め豫防をせねばならぬ、

何船にても港に害ある一切の物料を、海中に投棄し又は怠慢により脱落せしめたるときは、港長の命により之を取除けねばならぬ、

十二、出港せんとするときは、其旨港務部へ届出て、且出帆旗を引揚げねばならぬ、

一定の時日に出帆する汽船は、其著港及出帆に對し、單に一回の届出を爲せばよろしい、

十三、燈船、信號用浮標又は立標には、鍵、綱、其他の船具を緊くことはならぬ、

十四、以上總ての場合に於て之に背きたる時は、貳圓以上貳百圓以下の罰金です、

第十七節 通船の事

- 一、通船とは、河川又は港灣で、舢艫若しくは小蒸氣船で以て、旅客及貨物を運送する營業です。
- 二、此營業を爲さんとせば、警察署の免許を受けねばならぬ、若しも無免許なるときは、之を制止處分せらるゝのです、其免許を受くべき資格は、
 - 第一 後見人なき未成年者及瘋癲白痴者
 - 第二 盜罪、詐欺罪、贓物罪の處刑を受け、改悛の情なきものと認むる者
 - 第三 略取誘拐罪を犯し、不正の方法で海外渡航を爲したることあるもの、又は等を周旋したるもの
 - 第四 密輸入を企てたるもの
 - 第五 免許を取消され未だ一ヶ年を経ざる者等は營業を爲すことは出来ぬ、
- 三、一旦免許を受くるも前段第一乃至第四に當る事項が生じたるとき(一)

通船營業規則に背きたる者三ヶ月以上休業せしもの(三)等は取消さるゝことがある、

- 四、左の一に當るときは、勾留又は科料に處せらるゝのです、
 - 第一 營業船の使用を廢止し、沈没し、流失し、讓渡したる時
營業者は、廢業、休業、死亡したる時
 - 第二 船体の検査を受けず、破損を生ずるも修繕を爲さざるもの
 - 第三 検査証及賃金、乗込定員を船内見易き所に掲げざるとき
 - 第四 舢艫が重量吃水線を越へて乗せたる時
 - 第五 標旗を建てず、船体に無番號のもの
 - 第六 船夫の雇入を届出さる時
 - 第七 船夫が鑑札を携帯せず又は他人に鑑札を行使せしめ、又他人の鑑札を以てする事
 - 第八 定額外の賃金を取立たる時

第九 強て客を誘引するもの

第十 故なく出船を拒む者

第十一 警察署の認可を得ずして寄場を設くること

第十二 發火し易き物品を載せ船内にて喫烟し其他火氣を取扱ふこと

第十三 船夫にして貨物を乗載の儘船を離るゝこと

等です

第十八節 沖商の事

一、沖商とは、港界内に碇泊する内外國の船舶に就き諸物品を販賣し又は洗濯靴直し突瓶等の賣買を爲すものです。

二、沖商を營まんとせば警察署に於て免許を受けねばならぬ、免許を受けたる時は左の事柄を注意せねばならぬです。

第一 標旗を掲ぐべき事

第二 鑑札を携帯する事

第三 賃金を受け又は賃金を受けずして貨物及び船客を送迎する事

第四 港内で他より物品を購求し又は物品を交換する事

第五 旗、免許証、鑑札を賣買讓與、貸付する事

等にして之に背く者は拘留又は科料に處せらるゝのです。

第六章 交通警察

一、交通とは、海陸上區別なくして、苟も往來し得べき場合を總稱するものではあるが、已に河港警察に於て其河川港灣に關するものは、之を説明すれば、此場合に於ける警察は單に陸上にのみ止めんとするのです。

二、元來交通は福利を増進するもので政治上經濟上一日も欠くべからざる要具です。

第一節 道路の事

一、道路は、元と等級を立て、一、等道路又は二等道路と定めありましたが、今

六三、内達
乙二室

九六、大達否

日では其等級は廢止せられ其幅員は、道敷の四間以上並木敷濕拔敷を合せ
て、三間以上總て七間より狭少ならざるものとせられたり

二、從來道路の敷地を人民に貸渡住居を許されありましたが、自今往來障
害の有無を問ませず、新に貸渡することを禁しました、

三、而して、今日全國に行はる、道路とは、

第一、國道（幅員は前に「二」あり）

第二、縣道 道幅四間乃至五間

イ 各縣を接續し及ひ各師旅團より各營所に達するもの

ロ 各府縣本廳より其支廳に達するもの（今の郡役所）

ハ 著名の區より都府に達し或は其區に往還すべき便宜の開港等に
達するもの

第三、里道 該區の利便を達するにありて其關係する所隨て小なれば
必らず一定するを要せず

イ 彼此の敷區を貫通し或は甲區より乙區に達するもの

ロ 用水堤防牧畜坑山製造所等の爲め、該區人民の協議に依て別段に
設くるもの

ハ 神社佛閣及田畑耕耘の爲めに設くるもの

右の内一道にして、各種を兼るものは其類の重きものに從ひ、

國道并に縣道の道幅其土地の景況に據て、各地名殊なるものなれば、今遽か
に一定し實地に施行すべからずといへども、一般の法則なき時は、道路より
生ずる百般の事件其進據を失ふの患あり、仍て各其一般の法則とし道幅を
定むるあるのです、

橋梁は、即ち路線を互續するものであるから、道路の種類に隨ふて至當とす
然れども其幅は、道幅に隨ふに限らざるなりとせり、

四、道路を損壞して往來を妨けたる者は、二月以上二年以下の重禁錮と貳
圓以上貳拾圓以下の罰金とです、

刑
法

左に記したるものは三日以上十日以下の拘留又は壹圓以上壹圓九拾五錢以下の科料です。

第一 規則を守らずして火薬其他破裂すべき物品を市街に運搬したる者

左に列記した者は、二日以上五日以下の拘留又は五拾錢以上壹圓五拾錢以下の科料です

第一 人の通行すべき場所にある危険の井溝其他凹所に蓋又は防圍を爲さざる者

第二 路上に、犬其他の獸類を嘍し又は驚逸せしめたる者

左に列記したる者は、一日以上三日以下の拘留又は貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下の科料です。

第一 木石を道路に堆積して防圍を設けず又は標識の點燈を怠りたる者

第二 瓦礫を道路に投擲した者

第三 禽獸の死屍を道路に棄擲し又は取除かざる者

第四 汚穢物を道路に投擲したる者

第五 官許なくして路傍に床店等を開きた者

第六 道路に榜示したる通行禁止及び指導標の類を毀棄汚損した者

左に列記した者は、一日の拘留又は拾錢以上壹圓以下の科料です。

第一 路上に於て、賭博に類する商業を爲したる者

第二 制止を肯せずして路傍に食物其他の商品を羅列する者

左に列記したる者は、五錢以上五拾錢以下の科料です。

第一 牛馬其他の物件を道路に横たへ又は木石薪炭等を堆積して行人を妨ぐる者

第二 車馬を并へ曳き行人の妨害を爲す者

第三 冰雪塵芥等を路上に投棄した者

- 第四 官の督促を受けて道路の掃除を爲さざるもの
- 第五 制止を肯せず路上に遊戯を爲して行人の妨害を爲す者
- 第六 通行禁止の標示を犯して通行した者
- 第七 道路で放歌高聲を發し制止を肯せざる者
- 第八 酩酊して路上に喧噪し又は臥醉する者
- 第九 路上の常燈を消す者

第二節 道路掃除の事

一、道路掃除のことは、等閑にしては、相成らぬから掃除請持を設け又は請持なき場所は、最寄市町村に於て、公平に割渡掃除せねばならぬ、

二、其條目は、

第一 總て掃除請持丁場は、風雨等の障り有無に拘はらず必らず、三ヶ月
中一度宛掃除すべし

第二 風雨の後は、必らず其持場を掃除し、溜水は左右溝へ導き水溜の場

所を減すべし

第三 並木根返り風折雪折等は、追て處分すべきものとして、不取敢通路に妨なき様取片付くべし

第四 左右に溝渠なき道路は、可成丈け、路の兩縁を低下にし雨水の捌方宜敷様にすべし

第五 掃除丁場標杭往々等閑にいたしあり、右は必らず其請持丁場境に從是東或は南北何百何十何丁何那何村掃除丁場と記して標杭を立つべし

第六 路舗往々田畑に切添するより並木根さしを失ひ、爲めに根返に及び易く、以來は決して右様の所業なきこと

第三節 道路築造保存方の事

一、國縣道の新設又は變換は、一定の築造保存方法を定めれば、不利を生じますから、一般に達して、之に準據せしめらるゝのです、

二、築造計畫

新築又は改築するには、實測圖、計算書、計畫書等を調製するのです。

三、路面の築造

道路の表面は、割石を以て築造す、馬車の通行頻繁ならず、搭載荷物重量ならざる者は、砂利を以て築造すること出来る、其方法は、

- 第一 割石の厚さは、道路の中央に於て、五寸以上とし、夫れより両端に向ひ漸次減却三寸以上と爲す。
- 第二 横斷路面の形狀は、橢圓形で、其勾配は平均三十分の一
- 第三 下水の深さと其底敷の幅とは、各一尺五寸を下ることが出来る。
- 第四 車道中央の高さは、下水の最高水面より一尺以上
- 第五 割石敷設の方法は、先づ「ローラル」或は蛸木にて地盤を堅むるの後、割石一層を敷き、其上に割石と能く密着すべき石層又は砂利を散布し、之を堅め、然る後、再割石を敷き、前同様の石層若くは砂利を其上に散布

して更らに「ローラル」或は蛸木にて堅め、法式の如く仕上く

第六 割石は能く寒に堪へ且硬きものにて混合物なく多角なるものを選び用ゆ

第七 割石の寸法凡一寸五分より大ならさるべく八分より小ならざるべし

第八 散布すべき石層若くは砂利の割石は割石立石の三十分の一より多からさるべし

第九 割石敷設の後は、密着固結に至るまで、間斷なく修治を加ふること

四、勾配

道路の勾配は、

第一 國道 勾配三十分の一、即ち長延一間に付二寸

第二 縣道 勾配二十五分の一、即ち長延一間に付二寸四分

曲線の半径は、

第一 己むを得ずして縮減する場合でも、路線中心の中往六間を下るべからず

第二 十間以下の者と阪路の勾配四十分一以上のものと同所に両存せしむべからず

第三 二十間以上のものを背向直接せしめず、必らず兩曲線の間に一の直線を置くべし

五、掘削及盛土、

掘削及び盛土の傾斜面は、植草柵工若くは野面石垣等を設けて之が破損豫防を爲す、

掘削傾斜面の勾配は、其地質に従ひ適宜に定め盛土傾斜面の勾配は一割二分より下るべからず、

掘削及盛土の傾斜面に勾配の減少を要するか若くは其地質善良ならざるときは、基礎石垣を築造せねばならぬ、

六、橋梁、暗渠及隧道、

橋梁の構造は、橋面平積一坪に付四百貫目の重量を橋上満面に積載し得るものとなす、

長五間以下の橋梁は、其幅を欄干の中心より中心まで(道路の幅員と同一にすべし、長五間以上の橋梁は、其幅を左右欄干内法三間以上となす、

暗渠は、道路を横断する小流にして、架橋を要せるものは、必らず設け置くべし、

隧道は、其幅員は濕拔を除き三間以上とす、

隧道内の路線は、必らず適宜の勾配を與へ、下水の流通を充分ならしむ、

隧道内の高さは路面より十五尺以上とす、

隧道暗黒にして危険のものは、必らず、返照燈を點すべし、

七、並木、

並木は、地方の形状により主として雪を防ぎ、日光を覆ひ、若くは風を防ぐの

目的で以て植付くべし、其種類は、成長速かにして且行人若くは道路に障害なきものを選び用ゆるのです。

並木線は、必らず線路に並行ならしむ。

並木は、下水の上縁より二尺以上の距離にて植付くべきものです。

八、保存及修繕

道路は、平生注意して、破損を豫防し若し小破あるときは、速に修繕を加へ、大破に至らざらしむに注意せねばならぬ。

割石道路の破損は、路面の泥濘及び粉細の土砂より生ずるの故に道路を保存するには、主として之を掃除すべきこと。

路面に少しく凹所を生じたるときは直に其凹所ある部分を少しく掘起し然る後割石と石層若くは軟質なる砂利とを適宜に散布し「ローラル」或は蛸木を以て之を堅め且其の修繕の部分と修繕を加へざる部分との結合し易きを務めねばならぬ。

右の修繕は一方より順次に著手せずして必らず凹所の最も甚しき部分より先にすべし。

路面の一方に修繕を加ふるときは馬車は好て他の一方を通行すべきが故に之が爲め其一方の破損を來たすの患あり又一時に路面の全幅を修繕するときは通行の馬車多くは同轍に由るべきが故に其修繕したる部分の未だ固結せざる前に於て破損を生ずる患あり故に一時に廣き面積の修繕に著手すべからず且馬車の通行偏倚せざる様修繕すべき箇所を區分せねばならぬ。

修繕は路面の濕氣を含みたる時に於て、施工し若し降雨なきときは適宜水を注ぎて施工するのです。

保存及修繕をして完全ならしむるには、第一管守人を置き、平素技術者の指揮を受け之が保存に従事せしめねばならぬ。

砂利道路修繕の方法は、割石道路と概ね同一です。

第四節 荷車の事

一、荷車は、貨物運搬の用に使ふもので之が取締を爲すは、道路を毀壞し、交通を妨害し、牛馬を虐使するを以てなので、各地方々々で夫々取締方法を設けられつゝあるのです、其一斑としては、

二、車体及び車輪構造(一)積量及び積載の方法(二)連行方法(三)等です、
車体等の構造は、

第一 積量及び其所有者の住所氏名を見易き所に掲載すること

第二 臺尻に木棍を付し、車輪の周圍に小杭を設け又は藤蔓等を纏綿せしめらるること

第三 車輪の齒面は、平扁なるもので

イ 積量三百貫目以上は、曲尺二寸五分以上

ロ 同 二百貫目以上は、曲尺二寸以上

ハ 同 百貫目以上は、曲尺一寸三分以上

二 同 五十貫目以上は、曲尺八分以上

第四 牛馬車の構造四輪なるときは前輪は自在に回轉し得るの装置とし、且後輪の軌軸と同一ならしめねばならぬ

積載は、

其高さは、荷臺より六尺以内、前後の出幅は、荷臺より各一尺以内、左右の出幅は、荷臺より各一尺以内、尖端ある物品は安全なる方法で以て、其尖端を纏束すること、

又運行に付ては、

第一 二輛以上を連繫して、貨物を運搬せんとする者は、其事由及道路を申立て警察署の認可を受けねばならぬ、

第二 二輛以上連續して進行するときは、各車の間に相當の距離を保つこと

第三 通行の妨害となるべき場所に、貨物を積卸し又は牛馬に嚙飲せし

刑法

むることはならぬ、

二、 濫りに車を疾驅して行人の妨を爲し(一)制止を肯せずして人の群集の場所に車を牽きたる(二)夜中燈火なくして車を疾驅したる(三)者は、一日以上三日以下の拘留又は貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下の科料で、諸車を道路に横たへて行人を妨害し(二)車を並べ牽きて行人を妨げ(三)た者は、五錢以上五拾錢以下の科料です、

第五節 人力車の事

一、 人力車營業は、人力車を賃貸し、又は輓子をして之を輓かしめ、自己又は他人の車を自ら輓きて、一定の賃金を得るを、目的とする營業者です、
二、 人力車營業に關しては、夫々取締あり、殊に風俗にも關する事故に、各地方は一層に取締れり、其重もなるは、車体と服裝と就業とです、
第一 輓子は、年齢十八年以上で、身体強壯、土地の里程を略知する者でなければならぬ

第二 賃錢表は、車の蹴込みに釘附し、又鑑札を常に携帯せねばならぬ

第三 正當の理由なくして、出車を拒むことはならぬ

第四 何等の名義を以てするも、客より賃錢以外に金錢を請求してはならぬ

第五 乗客の承諾なきに、他車に載せ換へ又は途中駐車は出来ぬ

第六 車体の置場は、公設若くは私設の駐車場に限ること

第七 乗客の求めなきに、宿屋飲食店其他の場所に車を輓き入るゝことはならぬ

第八 強て乗車を進め、又は侮慢の言行ありてはならぬ

第九 傳染病者、死者又は乞丐体の者を乗せることはならぬ

第十 汚穢物其他車を汚すべきもの又は車体外に張出すべき物品を乗てはならぬ

第十一 公私設駐車場に自用车を置くことは、ならぬ

第十二 定員外の人員を乗てはならぬ

等の類にして、服装の如きは一定にし、衛生上風儀上に係はるべき体を爲すことはならぬ、

三、濫りに車を疾驅して行人を妨ぐる(一)制止を肯せずして人の群集したる場所に車を牽き入る、(二)夜中燈火なくして車を曳く(三)車を道路に横たへる(四)車を並べて曳く(五)通行禁止を犯して曳く(六)迴路なき場所へ輓き込む(七)等何れも拘留又は科料に處せらるゝものです、

第六節 橋梁渡船場等の事

六、内達甲
六、大布五

- 一、橋梁渡船賃等の義は、私設のものに限り賃金を請求することを許す、尤とも願出免許を受けねばならぬ、
- 二、已に免許を受けたる時は、明瞭に記載して掲示し、其受取方に付ては、時間を費さず、通行人の迷惑をかけざる様、注意せねばならぬ、
- 三、渡船場の如きは、假令一人たりとも、早々出船渡さねばならぬ、

四、橋梁渡船場に在ては、左の人々に對しては、其賃金を請求しては成らぬ

九、内達甲
四、
三、内達
乙、七
二、内達
乙、六
一、内達
乙、三
三、内訓
二、内訓
一、内訓
刑 法

第一 警察官吏の持区内巡視の節、制服着用せし時

第二 軍隊が隊伍を組み、行進の時

第三 憲兵の巡行の節、單騎獨歩等制服着用せし時

第四 郵便脚夫及び集配夫等、鑑札所持の時

第五 電報配達人の鑑札所持の時

第六 消防組員にして水火災警防演習等の節、一定の服装をなしたる時

五、橋梁に通行禁止を毀棄汚損した時は、一日以上三日以下の拘留、又は貳拾錢以上貳圓貳拾五錢以下の科料です、

六、渡船橋梁にて、定價以上の通行錢を取り又は故なく通行を妨けたる者(一)又通行錢を拂ふべき場所で、定價を出さずして通行した者(二)は、一日の拘留又は拾錢以上壹圓以下の科料です、

第七節 公園の事

一、公園地となすには、各地古來の勝區、名所舊跡を選び、公衆をして借樂せしむる場所と、又は單に衆人の耳目を樂ましむる場所とに設くるのです、

二、夫故之と反對の行爲を爲すものは、禁制せねばならぬ、各地方々々に於て夫々相當の取締を爲すべきも、概して、

第一 車馬を曳入ること

第二 禁止の場所に立入ること

第三 汚穢し、毀損し、花木を折り、果實を採り、鳥魚類を捕ふること

第四 石投げ、木登り、其他惡戯を爲すこと

第五 焚火を爲し、花火を揚ぐること

第六 乞丐體のもの徘徊すること

第七 店舗を開くこと

第八 睡臥すること

等にして、若しも其公園規則に背きたる者は、五錢以上五拾錢以下の科料で

す、

第八節 鐵道の事

鐵道は、交通最大の利益ある機關であるによりて、其安全を保護せねばならぬ、夫で官業を以て原則とし、私設をも之を許す、何れにしても、之が安全の爲めに取締の方法を要す、

第一款 鐵道營業の事

一、鐵道の設備に付ては、夫々他の詳細なる規程がありますが、其運送に付ては、大に種々の規定がありますが、總ての貨物に對しては、之を引受るの義務あり且特別の設備を要する貨物で、其設備ある場合は、必らず之が引受けの義務を負ふべきものです、

二、尙ほ左の場合に於ては、貨物の運送を拒絶することが出來ませぬ、

第一 荷送人が法令其他鐵道運送に關する規定を守りたるとき

第二 貨物の運送に付き特別なる責務の條件を荷造人より求めたるこ

の

第三 運送が法令の規定又は公の秩序若くは善良の風俗に反せざるこ

と

第四 貨物が成規により其線路に於ける運送に適するとき

第五 天災事變其他已むを得ざる事由に基因したる運送上の支障なき
とき

にして直ちに運送し得べきときは、貨物を受取るべき義務を負ひ、之を受取りたる時は、其順序によりて運送す、

三、鐵道に於ては、貨物種類及び性質に付疑あるときは、荷送人の立會を以て之を點檢す、其點檢により種類及び性質が、荷送人の明告と異ならざる時に限り、其點檢の費用且爲めに生じたる損害賠償の責任を負ふ、

四、運送上に付ての責任は、

第一 貨幣、有價証券其他の高價品に付ては、荷人が運送委託の際、其物品

の種類、性質及び價格を明告し且増賃金を支拂ひたる場合の外、損害賠償の責に任せず

第二 牛馬其他の獸類に付ては、荷送人が運送委託の際、價格を明告せざる時、又は明告するも鐵道の請求する増賃金を支拂はざる時は、其損害に付、鐵道は鐵道運輸規程に定むる最金額までを限り、賠償の責に任す
賠償金額の制限は、惡意又は重大なる過失により損害を生じたる場合には適用せず

第三 惡意又は重大なる過失に因らざる手荷物の滅失毀損に付ては、鐵道運搬規程に定むる最高金額までを限り、損害賠償の責に任す

運賃償還の債權は、一年間之を行はざれば時効にして消滅するのです、
五、貨物の運送を拒絶することが出來ぬ場合と同じく、旅客の運送に付ても亦同様拒むことを得ざるわけです、而して旅客は、

第一 運賃を支拂ひ乗車券を受けざれば乗車することが出來ぬ

已に乗車券を得たなれば、列車中座席ある場合に限り乗車することが出来る。

第二 乗車前旅行を止めたるときは、運賃の拂戻を請求することが出来る。乗車後旅行を中止するも之を請求することは出来ぬ。

第三 天災事變其他已むを得ざる事由により運送に着手し又は之を繼續することが出来ぬに至りたるときは、旅客は契約を解除を爲す、此場合に鐵道は、已に爲したる運送の割合に應じて運賃其他の費用を請求することが出来る。

荷物の運送の場合も同様です。

第四 旅客は鐵道係員の請求あれば何時でも乗車券を示さねばならぬ。

第五 有効の乗車券を所持せず、又は乗車券の検査を拒み、又は取集の際之を渡さざる者は、割増賃金を支拂ふ此場合に於て乗車場不明のときは、其列車の出發停車場より運賃を計算す。

六、鐵道係員にして、旅客若しくは公衆に對し、失行ありたるときは、貳拾五圓以下の罰金です。

職務上の義務に背き、職務を怠り、旅客若しくは公衆に危害を醸すの虞ある所爲あるときは、五百圓以下の罰金又は三月以下の重禁錮です。

旅客を強ひて定員を超えて、車中に乗込ませしめたるときは、貳拾圓以下の罰金です。

旅客又は荷送人若しくは荷受人と通謀し運賃の一部若しくは全部を免れしめたるときは、三年以下の重禁錮と五百圓以下の罰金とです。

道路踏切りの開通を怠り又は故なく車輛其他の器具を踏切に留置し因て往來を妨けたる者は、貳拾圓以下の罰金です。

七、旅客及び公衆、

第一 運賃を免るゝの目的で、左の所爲あるものは、五拾圓以下の罰金です。

- イ 有効の乗車券なくして乗車したる時
- ロ 乗車券に指示したるより優等の車に乗りたる時
- ハ 乗車券に指示したる停車場に於て下車せざる時
- 第二 運送品の種類若くは性質を詐稱し又は運賃を免るゝの目的で詐偽の所爲を爲したる者は、三月以下の重禁錮又は五百圓以下の罰金です
- 第三 火薬類其他爆發質危険品を託送し又は車中に携へたる者は、五十圓以下の罰金です
- 第四 列車警報機を濫用したる者は、五十圓以下の罰金です
- 第五 旅客、左の所爲を爲したる者は、貳拾五圓以下の罰金です
 - イ 列車運轉中乗降したとき
 - ロ 列車運轉中車輛の側面にある車扉を開きたるとき
 - ハ 列車中旅客乗用に供せざる箇所に乗らるとき
- 第六 制止を肯せず、左の所爲を爲したる者は、科料です
 - イ 停車場其他鐵道地内吸烟禁止の場所及吸烟禁止の車内に於て吸烟したるとき
 - ロ 婦人の爲めに設けたる待合室及車室等に男子妄りに立入るとき
- 第七 車内、停車場其他鐵道地内で妄狀を現はし其他不良の行狀を爲したる者は科料です
- 第八 車輛、停車場其他鐵道地内の標識揭示を改竄、毀棄、撤去し又は煙火を滅したる者は、五十圓以上の罰金です
- 第九 信號機を改竄、毀棄、撤去したる者は、三月以上三年以下の重禁錮と五圓以上五十圓以下の罰金とです
- 第十 停車場其他鐵道地内に妄りに立入りたる者は科料です
- 第十一 暴行脅迫を以て、鐵道係員の職務執行を妨けたるものは、一年以下の重禁錮と百圓以下の罰金とです
- 第十二 車内、停車場其他鐵道地内に於て發砲したる者は、貳拾五圓以下の罰金とです

の罰金です

第十二 列車に向て瓦石類を投擲したるものは、拾圓以下の罰金です

第十三 傳染病患者を乗車せしめたる者は、百圓以下の罰金です
其病症を隠蔽して乗車したる時も同罪

第十四 左の場合は、車外又は鐵道地外に退去せしむ

イ 有効の乗車券を所持せず、検査を拒み、運賃の支拂を肯せざる時

ロ 旅客乗用に供せざる箇所に乗りにて制止を肯せざる時、吸煙禁止を犯し又は婦人室に入りたる者

ハ 妄狀を現はし、不良の行狀を爲し、又は妄りに立入りたる者

ニ 其他車内に於ける秩序を紊る所爲あるもの

第十五 犯罪及び鐵道保安に關する犯罪にして罰金の刑に該るべき輕罪又は違警罪の現行犯ありたるとき、被告人が其住所氏名を分明に告知せず、又は逃亡の虞あるときは、鐵道係員は、司法警察官に、引致するこ

とが出来

第二款 私設鐵道の事

三、法六

一、私設鐵道株式會社を發起せんとする者は、起業目論見者(一)假定款(二)豫測圖(三)概算書(四)等の書面を以て主務大臣に假免許の申請を爲す、尤も主務大臣に於ては、申請事項を變更し又は假免狀に條件を附することがある、
二、發起人に於て、假免狀下付なれば、定款を作り、目論見書を公にし株主を募集す

發起人總員は、少くとも總株式の十分の二を引受くることを要す、株式の引受は何れも金錢とす、第一回の拂込金額は、株金の十分の一まで下ることを得る、

三、發起人が株式の總數を引受けたるとき又は創立總會終結したるときは、取締役より、定款、工事方法書、實測圖、工費豫算書を以て、主務大臣に本免狀下付を申請す、

本免狀下付なりしときは、會社設立の登記を受くるものです。

四、會社は、左の場合に於ては、主務大臣の認可を受けねばならぬ、

第一 定款變更の決議

第二 資本の増加

第三 業務を営むこと

第四 會社自ら株式を取得し又は質權の目的として受取ること

第五 鐵道の貸借、又は營業の管理委託

第六 社債の募集

第七 鐵道及び之に屬する物件を抵當として負債を爲すこと

第八 鐵道に屬する物件の貸渡又は讓渡

第九 會社の合併

第十 工事方法の變更及假設の工事

第十一 工事豫算の變更

第十二 運輸に關する規定

第十三 旅客及荷物の運賃

第十四 運賃の割引

第十五 運賃以外の料金取立

第十六 列車發着時間及び度數且以上の變更

五、會社は、

第一 鐵道臺帳を調製し備置くべし

第二 鐵道及之に屬する物件を質權の目的とすることは出來ぬ

第三 軌間は、特許を得たる外は、三呎六吋とす

第四 許可を受けされば、運輸開始を許されず

第五 下等旅客運賃額は、線路の距離一哩に付金貳錢の割合を越ゆるこ

とは出來ぬ、但二哩未滿の哩數に對しては、其一人の運賃額金四錢まで

に定むることは出來る

運賃を半減するとき又は哩數に應じて運賃を定むる時は、厘位は錢位に切上く

第六 公務を以て、往復する陸海軍軍人軍屬、警察官吏又は軍馬、銃砲、彈藥糧食、被服、陣具、工鋏、兵器具、天幕等にして公用たることを証する通券あれば、半價のこと

第七 囚徒及監守官吏は半價

第八 平時、戰時に於て鐵道を軍用に供する義務を負ふ

六、假免許を受けずして會社設立の行爲を爲し、又は免許を受けずして工事に着手したる者は、百圓以上貳千圓以下の罰金です、

七、事故審査の場合に於て、正當の事由なくして現状存置の命令に違反し又は呼出、訊問に應せず若くは、虚偽の陳述を爲したる者は、五圓以上五百圓以下の罰金です、

八、許可を受けずして運輸を開始し若くは建設物を運輸の用に供し又は

工事、運輸及び使用を停止せられたるに背きたる時等は、取締役を百圓以上貳千圓以下の罰金です

九、呼出に應せず、説明を爲さず、嘘の陳述を爲し、登記を怠り、公告中記載すべき事柄を載せず、又は不正の記載を爲し、鐵道臺帳を調製せず、其他諸届出を爲さず、不正の届出を爲す者等は、何れも五圓以上五百圓以下の過料です

第三款 乗車及運送規程の事

一、傳染病患者鐵道乗車に付ては、

第一 患者を乗車せしめんとせば、豫め申込を爲し、鐵道の承諾を受く

第二 患者は、移送認可証あることを証明せざれば、乗車せしめず

第三 患者には、少くとも一人の附添を附す、尙鐵道の求めあれば、醫師を附す

第四 患者は、貸切車を以てし、普通旅客と車輛を區別し、掛員の外一切交通を遮斷す

- 第五 患者は、移送認可地の外、下車を許さず
- 第六 患者が車中にて死亡したるときは、警察官又は該當吏員に報告す
- 第七 乗車中、傳染病に罹りたるものあるときは、速に警察官及其他の當該吏員に申報す

第五、運令

二、火藥類鐵道運送に付ては、

- 第一 運搬許可證を受けて之を鐵道係員の檢閲を受く
- 第二 火藥類荷送人は、少くとも四十八時間前に發送停車場に託送を申込み承諾を求む
- 第三 火藥類は、規則の容器に收納す
- 第四 火藥類の受授は、專務の係員に限る
- 第五 一車以上の火藥類の運送を引受けたる時は、荷送人に對し附添人を要求す

附添人は、火藥類預載の貨車に乗込むことを得ず

附添人の乗車賃は、下等旅客運賃の定額を超ゆることを得ず

第六 火藥類の運送は、有蓋貨車とす

第七 別所に藏置することを要する火藥類は、一車中に之を混載することを得ず

第八 積載の重量は、貨車積載定量の三分の二を超ゆることを得ず、又其重量は、一車四噸以下に限る

第九 火藥類の積卸は、投下すべからず、革、麻布、毛布の類を以て、其經過すべき場所を蔽ひたるべきの外之を轉輾すべからず

第十 火藥類の貨車の前後には、各二輛以上の不燃質物を載する貨車若しくは空車を聯結す

第十一 鐵道の自用に供する信號用雷管等の外は、總て、旅客列車と聯結することを得ず

第十二 火藥類運送の列車が停車するときは、特に車輛を點檢し、危險を

生するの虞ありと認むるときは、即時車輛を解放して、危険防止の處置を爲す

第十三 列車が一時間以上の停止を要するときは、離隔したる線路に移し、危険防止の處置を爲す、此場合には警察官吏に届出つ

第十四 貨車が到達したる時は、即時に荷受人に通知し、停車場外に其火藥類を搬出せしむべし、附添人あれば、直に之を受取らしむ

第十五 旅客は、火藥類を携帯して、乗車することを得ず、尤も少量の小銃用火藥類を格別です

三八七

第四款 軌道の事

一、一般運輸交通の便に供する馬車鐵道及び其他之に準すべき軌道は、起業者に於て、内務大臣の特許を受け、之を公共道路上に布設することを得るものです。

二、馬車鐵道及び其他之に準すべき軌道布設の爲め、起業者の負擔を以て

在來の道路を取擴め又は更正し、若くは新に軌道敷を設くるの必要あるときは、之に要する土地は、起業者に於て土地收用法により、内閣の認定を経て之を收用することが出来る、

三、在來の道路を取擴め又は更正したる部分及び新設したる軌道敷は俱に道路敷に編入せらる、

三八八

第九節 郵便の事

一、郵便は、政府之を管掌するが故に、左の特權を有するものです、

第一 何人でも、信書の送達を營業とすることが出来る

第二 運送營業者及び其使用人は、其運送方法により、他人の爲に信書の送達を爲すことは出来ぬ、併しながら貨物に添ゆる無封の添狀又は送狀は差支へないのです

第三 運送營業者は、其運送方法例へば汽船又は汽車又は和船等にて郵便物の運送を拒むことは出来ぬ

- 第四 郵便運送人、集配人、郵便専用車馬は、道路に障碍ありて通行し難き場合は、宅地、田畑、其他の場所を通行することが出来る
- 第五 又以上の人及び物等が事故に出遇ひたる時に、助力を求められた者は、正當の事由なくして之を拒むことは出来ぬ
- 第六 又以上の人及び物等に對しては、渡津、運河、道路、橋梁、其他の場所に於ける通行錢を請求することが出来る
- 第七 以上の人等に對しては、何時にても、渡船を出さねばならぬ
- 第八 郵便専用物及び現に郵便の用に供する物件は、差押ゆることが出来ぬ
- 第九 郵便専用物には、何等の賦課が出来ぬ
- 第十 郵便物其取扱に必要な物件は、海損を分擔せぬ
- 第十一 郵便官署は、郵便物の遞送中又は其發送の準備完了の後に限り、其差押を拒むことが出来る

- 第十二 郵便物検査は、他の物より先ちて直に検査を受く
- 第十三 郵便取扱に關し無能力者の郵便官署に對して爲したる所爲は、能力者の爲したるものと看做さる
- 第十四 郵便官署は、郵便物又は取立金の受取人の眞偽を調査する爲め受取人をして必要の証明を爲さしむることが出来る
- 第十五 宛所に配達し又は受取人に交付することの出来ぬ郵便物は、之を開披することが出来る
- 第十六 郵便官署は、郵便物に禁制品を封入し又は成規に反したる差出物件ありと認むる時は、之が開示を求め、之を拒む時は、其取扱を拒むことが出来る

二、郵便に對して、我々は、

- 第一 前段、第三の場合に在ては、相當の運送料を請求す
- 第二 又、第四に付ては、損害の賠償を請求す

第三 又第五に在ては、相當の報酬を受く

第四 郵便物は、一旦差出したるも、成規ある場合に限り之が還付の請求を爲すことが出来る

第五 書状は、小包郵便物となし、又は小包郵便物の中に入るゝことが出来ぬ

第六 郵便物を受取又は其還付を拒むことが出来ぬ、不足税又は支拂税のときは之を拒むことが出来る

第七 書留郵便物を亡失した時(一)小包郵便又は價格表記郵便物を亡失し又は毀損した時(二)郵便に依る取立金の證券を亡失し又は其效力を失はしめたる時(三)は、郵便官署は損害を償ふ

第八 郵便物の差出人又は受取人は、損害ありと認むる時は、受取を拒むことが出来る

三、 信書の送達を營業とし又は送達を爲したる者は、二月以上二年以下の

重禁錮と五圓以上五拾圓以下の罰金とです

四、 郵便運送を拒みたる運送業者は、拾圓以上千圓以下の罰金です、

五、 通行を拒み、助力を爲さず、通行錢を強請し出船を拒み、郵便物の受取を拒む者は、科料です、

六、 信書の秘密を浸したる者は、一月以上一年以下の重禁錮と、貳圓以上貳拾圓以下の罰金です、郵便事務に従事する者は、本刑に一等を加ふ、被害者の告訴を待て、處分せらる、

七、 書状を小包郵便とし、小包郵便に合装した者は、拾圓以下の罰金です、

八、 郵便禁制品を郵便物として差出した者は、五拾圓以下の罰金且其物件は沒收せらる、

九、 不正の手段にて、郵便料を免れ又は免れんとした者は、百圓以下の罰金です、郵便事務者は、本刑に一等を加ふるので、

十、 郵便切手其他郵便料金を表彰すべき証票を偽造變造し又は其情を知

- て使ふた者は、一年以上五年以下の重禁錮と五圓以上五拾圓以下の罰金で郵便切手其他の証票を再ひ使ふた者は、貳拾圓以下の罰金で、郵便事務に従事する者が取扱中郵便切手其他証票を剝脱切取りたる時は、參圓以上參拾圓以下の罰金で、其消印なきものなれば、窃盜です、
- 十一、郵便物を正當の事由なくして、開披、毀損、隱匿、拋棄した者、受取人に非ざる者に交付し、情を知りて之を受取りたる者等は、一月以上二年以下の重禁錮と貳拾圓以下の罰金です、郵便事務者は本刑に一等を加へます、
- 十二、正當の事故なくして、郵便物の取扱を拒絕し、其送達を遅延せしめ、重大なる過失で郵便物を失ひたる者は、四圓以上四拾圓以下の罰金です、
- 十三、郵便専用の物件其他現に郵便に使用する物件を破壊損傷した者は一月以上五年以下の重禁錮と五拾圓以下の罰金とです、
- 十四、郵便物禁制品とは、

第一 公安を妨害し又は風俗を壞亂すべき文書、圖畫其他の物件

三、九、送令

第二 爆發性、發火性又は危險性の物件其他郵便吏員に危害を加へ又は郵便物に損害を與ふべき物件

十五、通貨、金銀、寶石、珠玉其他高價物品は、價格表記と爲すにあらざれば、郵便物として差出すことが出来ぬ、

十六、無料の性質を有せぬものを無料して差出たときは、差出人に於て未納額の二倍を徴收せらる、無料郵便物に無料の性質を有せぬ音信文を記載し又は有料郵便物を添附した時も同様です、

十七、郵便葉書の表面には、日附及要用、至急、貴酬等の慣用語は記載するも可なり、又收入印紙を裏面に貼付する外何等の物品も添附することは出来ぬ、若しも表裏面とも之を背きたる時は通常の書状となる、

十八、正當受取人にあらざる者に配達し來りたる時は、其配達を受けたる者は、速に其事由及び居所氏名を記載したる附箋を爲し、其儘郵便に差出す若し誤て開披したときは、之を封緘し又は相當の手當を爲す、此手續を爲さ

いる時は、科料です。

十九、郵便物の配達又は還付を受けたる者に付き、其郵便物の封皮葉書の交付を求められ又は其郵便物の受授に付状況を探問せられたるときは、之を拒んではならぬ、若し之に應せざる時は、科料です。

二十、郵便物損害賠償の金額は、

第一 書留郵便物亡失のときは、一個に付拾圓

第二 價格表記郵便物亡失のときは、表記金額の全額

毀損のときは、其表記金額と残存價格との差額

第三 小包郵便物亡失又は毀損のときは、重量百匁又は其端數毎に金貳拾錢

第四 現金取立郵便に依る証券の亡失又は失効のときは、其實損額

二十一、郵便爲替に付ては、

第一、差出人の請求あれば、郵便爲替金の拂渡前に其拂渡を停止し又は

三三法第

拂戻を爲す

第二 爲替に關し、無能力者の郵便官署に對して爲したる行爲は、能力者の爲したる者と看做す

第三 郵便官署は、受取人の眞偽を調査する爲め必要なる証明を爲さしむることがある

第四 爲替に關する書類には、印紙税を課せぬ

第五 爲替證書有効期間は、其發行の日より

イ 通常爲替電信爲替は 九十日

ロ 小爲替は 六十日

但拂渡を遅延したる爲め經過した日數は、算入せぬ

第六 有効期間満了の日より、三ヶ年間、再度證書の交付又は拂戻を求めざれば、爲替金は、國庫の所有に歸す

第七 成規の手續を経て、爲替金を交付した時は、正當の拂渡を爲したる

ものと看做す

第八 爲替金拂渡の遅延により生じたる損害は賠償の責に任せず等は其重もなる規定です、

二十二、郵便貯金の預け入は貯金通帳を拂戻は拂戻証書を以て何れも証とす、

二十三、一人一度の預け金は拾錢以上とし端数は厘位に限り一人一日の預金は五拾圓以下とす、

又一人の預金総額は元利合せて五百圓に超過することが出来ぬ、

二十四、何時にても貯金の金額又は其幾分の拂戻を請求することが出来る、

又其貯金を以て公債証書の購入保管の請求を爲すことが出来る、

二十五、通帳は家督相續人に譲與するの外書換を爲さず、

第十節 電信電話の事

三三、法三

一、電信及び電話も亦政府の管掌で左の特権あるものです、

第一 公安の爲め必要と認むるときは、區域を定め、電信又は電話を停止若くは制限す

第二 電信電話にして、公安を妨げ又は風俗を壊亂するものと認むるときは之を停止す

第三 工夫配達人及び配達用車馬等は、道路に障碍ありて通行し難き場合は、宅地田畑其他の場所を通行す

第四 以上の人及物等事故に遭遇した時、助力を求められたる者は之を拒むことが出来ぬ

第五 工夫及配達人は、何時にても渡津の出船を求むることが出来る

第六 以上の人及物に對して、渡津、運河道路、橋梁其他通行錢を請求することが出来ぬ

第七 電信電話専用物件又は現に其用に使ふ物件は差押ふることが

出来ぬ

第八 又専用物件は何等の賦課は受けぬ

第九 電信電話の官署に對し無能力者の爲したる行爲は能力者の爲したるものと看做さる

第十 宛所に配達し又は受信人に交付し得ざる電報は、之が請求なければ棄却す

第十一 發信人にして電報に用ゆる秘辭隱語の説明を拒みたるときは取扱を拒絶せらる

第十二 電信電話の取扱に關しては、損害賠償の責なし

二、電信電話を私設することが出来るは、

第一 一邸宅内若くは一構内にて専用する爲め施設するもの

第二 鐵道業其他電信電話の専用を必要とする事業の爲め施設するもの

第三 公共団体の事務執行の爲め、一市區町村内若くは郡接市區町村間に於て公署相互間又は一郡市區内に於て公署と第一項監督官廳との間に施設するもの

第四 電報送受の目的で一人の専用に供する爲め電信官署との間に施設するもの

第五 一市區町村内若くは隣接市區町村間に於て又は電信電話の連絡なく且第四號に依るを不適當とする市區町村間に於て、一人又は一營業の専用に供する爲め施設するもの

ですが、主務大臣は、之を公衆通信又は軍事上必要な通信の用に供することがある、

三、電信電話に對しては、我々は

第一 「二」の「第三」に付ては、損害の賠償を求む

第二 「二」の「第四」に付ては、相當の報酬を受く

- 四、 権利なくして、電信電話を私設したる者又は権利を失ひたる後、私設の電信電話を撤去せざる者は、五圓以上、百圓以下の罰金で、其線及び機器は、沒收せらる。
- 又右の電信電話を使用したる者は、五拾圓以下の罰金です。
- 五、 私設電信電話を他人の用に供し又は其私設者にあらずして之を使用したる者は、五拾圓以下の罰金です。取得の金錢物品は、沒收せらる。
- 六、 正當の事由なくして、電信電話の供用を拒み又は正當の事由なくして電信電話の爲め、用地、建物の使用を拒みたる者は、五圓以上五拾圓以下の罰金です。
- 七、 宅地、田畑等の場所の通行を拒み、又は正當の事由なくして助力を拒み通行錢を強要し、正當の理由なくして、渡津の出船を拒みたる者は、科料です。
- 八、 通信の秘密を侵したる者は、一月以上一年以下の重禁錮と貳拾圓以下の罰金です。事務に従事する者は、本刑に一等を加ふ。

被害者の告訴を待て之を論ず。

- 九、 不正の手段を以て、電信電話の料金を免れ又は免れんとしたる者は、百圓以下の罰金です。事務者は、本刑に一等を加へます。
- 十、 自己若くは他人に利益を與へ、又は他人に損害を加ふる目的で、嘘の電報を發したる者は、一月以上五年以下の重禁錮と五拾圓以下の罰金です。其電信爲替に要すべき電報は、輕懲役です。事務者は、本刑に一等を加へます。
- 十一、 事務取扱中、電信電話の用紙に貼用したる郵便切手を剝脱したときは、參圓以上參拾圓以下の罰金で、若し消印を爲さざるものなれば、窃盜です。
- 十二、 電報を正當の事由なくして、開披、毀損、隱匿、放棄した者又は受取人に非ざる者に交付し若くは情を知りて受取りたる者、又は其傳送配達を妨けたる者は、一月以上二年以下の重禁錮と、二拾圓以下の罰金です。事務者は一等を加へます。

- 十三、 事務者、正當の事由なくして通信の取扱を拒み又は其傳送を遅延せしめたる時は、四圓以上四拾圓以下の罰金です。
- 十四、 電信電話線其他機器建造物を毀損し若くは通信を障礙した者は、一月以上五年以下の重禁錮と五拾圓以下の罰金で、過失により障礙したる者は、五拾圓の罰金です。
- 十五、 電信電話線の建築修理又は線路の巡視測量を妨けたる者は、一月以上二年以下の重禁錮と貳拾圓以下の罰金です。
- 十六、 電信電話の線條若くは其支持物に物品を懸け若くは擲ち又は之に動物若くは舟筏を繋ぎ又は之を汚穢した者は科料です、其線路の測量標を毀棄汚穢したる者も、同罪。
- 十七、 水底電信電話若くは其區域内に於て、船舶を繋留し、又は漁業採藻を爲し若くは土砂を掘鑿し、又は線の號標に舟筏を繋ぎ、又は其號標を毀棄したる者は、五圓以上百圓以下の罰金です。

水底線の布設、修理の爲め其位置を示すべき浮標又は其布設、修理に従事する船舶より指定距離以内に於て爲し、若くは航行したる時も亦同し。

十八、 法人の業務に關して其代表者又は雇人其他の従業者、罪を犯した時は、其罰則を法人に適用し、其体刑なるときは、法人を參百圓以下の罰金に處するのです。

法人を處罰すべきときは、代表者を被告とします。

第十一節 電氣事業の事

一、 電氣事業とは、

- 第一 一般の需用に應じ又は營業の目的で電線路を施設して、電氣を供給するもの
- 第二 軌道條例による電氣鐵道の効力の爲め、電線路を施設して、電氣を用ゆるもの
- 第三 前各號に掲ぐるもの、外、電氣を供給又は使用するもの、但他より

電氣の供給を受くるものにして、其使用上の責任を供給者に於て、負擔するものは、之を除く、

- 二、電氣事業を經營せんとするものは、目論見書及び工事設計書を具へ逓信大臣の許可を受けねばならぬ、其變更のときも同様です、右の如く許可を得たる者は、期間内に、工事施行の認可を受く、又電氣事業を譲渡さんとするときも、逓信大臣の認可を受けねばならぬ、以上之に背きたるものは、貳拾五圓以下の罰金です、
- 三、同一支持物又は同一暗渠内にて電線を増設撤去した時、引込線を新設し、延長變更又は撤去した時、電氣使用の開始事業の廢止、事業主任者の改氏名、事業管理者の變更、電氣の故障、送電の中止、復舊及び廢止等の場合は、届出ねばならぬ、若し之に背きたる時は、壹圓九拾五錢以下の科料です、
- 四、工事に着手したる時、工事落成したる時は、届出つ、若し背きたる時は、前に同じ、

五、電氣事業者は、工事着手前に主任技術者を選任し、届出つ、之に背きたる時は、前同一の科料です、

六、電路は、必要なる場所に避雷の装置を爲し、又完全なる開閉器を備へ電路を遮斷に便ならしむ、又漏電を検する装置を爲す、電線は、使用電流の爲、攝氏二十度以上の温度を増すことなく、且絶縁物に變化を顯はさるものたるべし、又架空電線は、總て絶縁物を以て被覆し、且外物に觸るゝも容易に損傷せざる様、外装したるものです、

其他市街地の架空電線路の制限、道路横斷の高さ、電信電話線と交叉接近するときの離隔間數等の制限あり、

七、電氣事業者は、架空電線近傍に失火あれば、現場に技術者工夫を派遣して、危険豫防を施し、警察官に届出、警察官の許可なければ、其場を退去することが出来ぬ、

失火、暴風其他非常の場合に際し、危険の虞あると認むるときは、送電を遮斷

す、

何れも之に背きたるときは、壹圓九拾五錢以下の科料です、

八、 屋内の電路に障害あることを發見したる時は、障害の復舊するまで、送電を中止す、此場合は豫め需用者に通知す、

修繕其他の原因により幹線中或る部分へ一時間以上送電を中止する時も亦同じ、

九、 電車線は、十町以内の區劃に分ち、非常其他道路に故障の起りたる場合に於て、容易に送電を遮斷し得る様、施設す、

以上は、電氣事業に於ける、大体にして其詳細なる規定あり、甚だ煩雜にして専門にのみ必要なるものなれば、之を畧す、

第七章 建築警察

一、 建築上に付き、警察を必要とするは、

第一 諸製造所

第二 劇場、寄席、遊覽所、遊技所

第三 飲食店、宿屋、湯屋

等、尤とも其重もなるものにして、各地方々々の警察規則を以て、之を制限するのです、

二、 尙他の規則上、建築に付き警察取締を必要とするものは、

第一 火藥類倉庫の構造

第二 電氣事業上の工事及び建造物

第三 石油貯藏の建物

第四 形像の建設

第五 諸工場、寄宿舍其他の附屬建物

第六 傳染病院、隔離病舎、消毒所

第七 精神病者の監置室、病院の精神病室

第八 火葬場

第九 學校建築

第十 屠場

第十一 氷雪の採取、製造、貯藏場所

等に付ては、其工事、築造上警察の取締を要するものです。

第八章 森林警察

第三編 行政警察

一、森林とは、御料林、國有林、部分林、公有林、社寺林及び私有林をいふのです。

二、森林にして、

第一 土砂、壤崩流出の防備に必要な箇所

第二 飛砂の防備に必要な箇所

第三 水害、風害、潮害の防備に必要な箇所

第四 積雪、墜石の危険を防止するに必要な箇所

第五 水源の涵養に必要な箇所

第六 魚附に必要な箇所

第七 航行の目標に必要な箇所

第八 公衆の衛生に必要な箇所

第九 社寺、名所又は舊跡の風致に必要な箇所

は、保安林に編入せらるゝことがある。

保安林に付ては、

第一 皆伐及び開墾が出来ぬ

第二 府縣知事の許可を得なければ、土石、切芝の採取、樹根の採掘又は牛

馬の牧放が出来ぬ

第三 必要あれば、伐木を禁止し又は制限せらる

第四 保安林の所有者をして、營林及保護の方法を指定の如くなさしめ

且其使用収益を制限せらる

- 第五 開墾したるときは、復舊の造林を命ず
- 第六 政府の買上に付ては、拒むことが出来ぬ
- 第七 保安林は、官報を以て、告示せらる
- 第八 地租及び公課を免せらる
- 第九 官地私木の森林なりしときは、借地料を免せらる
- 三、 伐木造林又は木材買買を業とする者は、林産物に使用する記號又は印章を警察署に届出ねばならぬ、若し之を怠る時は、五拾錢以下の科料です
- 四、 警察署に於ては、他人の記號又は印章に類似したものであるときは、其使用を禁止するのです
- 五、 伐木造林を業とするもの、手板帳簿器具等に對し森林官吏又は警察官吏の検査あるときは、之を拒むことは出来ぬ、之に背きたる者は、貳圓以上貳拾圓以下の罰金です、
- 六、 森林官吏又は警察署の許可を得ずして、森林内に火入を爲すことは出

來ぬ、

森林に接續する原野に、火入を爲すときは、森林に對して、豫め防火の設備をせぬばならぬ、

森林にて、濫りに焚火を爲し又は炬火を携ふることは出来ぬ、

以上の定め背きたる者は、貳圓以上五拾圓以下の罰金に處せられ、因て他人の森林を燒燬した者は、貳百圓以下の罰金です、

七、 森林又は其近傍にて、火災又は虫害あるを發見したる者、及び森林に關する罪を犯し、若くは犯さんとする者あるを覺知した者は、直に森林官吏又は警察官吏又は郡市町村吏員に申告せねばならぬ、

八、 森林に於て、其主副産物を竊取したる者は、森林竊盜として、貳圓以上貳額二倍以下の罰金又は十一日以上二年以下の重禁錮に處せらる、
其主副産物にして、人工を加へたるものに係るときも亦同罪ですが何れも罰金は、贓額以下に下すことが出来ぬ、

九、森林窃盜にして、左の記載したる所爲あれば、貳圓以上、贓額二倍以下の罰金及二月以上二年以下の重禁錮です、但罰金は贓額以下に下すことが出来ぬ、

第一 根株を毀壞若くは隠蔽して、罪跡の煙滅を圖りたるとき

第二 贓物を原料として、木炭、樟腦、椎茸、松根油、其他の物品を製したるとき

或

第三 贓物を燃料として、鑛物の採取精製若くは石灰、煉化石、瓦、其他の物品の製造に使用したるとき

第四 犯罪を容易ならしむる爲め船舶を使用したるとき

第五 保安林に於て盗伐したるとき

第六 林産物採取の権利を行使するに際し其罪を犯したるとき

第七 三人以上共謀し又は五人以上を雇使して其罪を犯したるとき

第八 契約に依り森林保護の義務を有する者其罪を犯したるとき

第九 差押の贓物を隠匿若くは消費したるとき

十、森林窃盜の贓物なることを知りて之を受け、又は寄藏故買し、若くは牙保を爲したる者は貳圓以上、贓額二倍以下の罰金及一月以上三年以下の重禁錮です、但罰金は贓額以下に下すことが出来ぬ、

十一、他人の所有に屬する森林の樹木を傷害したる者は、貳圓以上五拾圓以下の罰金です、

十二、他人の森林に火を放ちたる者は、輕懲役に處し、因て主産物を燒燬したものは、重懲役に處し、其自己の森林なれば、二月以上二年以下の重禁錮です、

十三、濫りに他人の森林内にて、牛馬を放牧したる者は、貳圓以上五拾圓以下の罰金です、

十四、森林の爲め設けたる標識を移轉し、若くは毀壞したものは、貳圓以上參拾圓以下の罰金で、其經界を表示したる物件なるときは、一月以上六月以

下の重禁鋼と貳圓以上貳拾圓以下の罰金とです。

十五、立木、森又は根株に付したる、記號、印影を變更、若くは消除した者は貳圓以上貳拾圓以下の罰金です。

十六、許可を受けずして、森林を開墾したる者は、貳圓以上貳百圓以下の罰金で、保安林又は開墾禁止の森林に係るときは、罰金の外、仍、十一日以上六月以下の重禁鋼です。

他人の森林を開墾した者も、亦同様です。

十七、保安林に於て、皆伐を爲し又は禁止若くは制限の命令に背きて、伐木を爲した者は、其伐採したる木材代價相當の罰金です。

十八、許可を得ずして、保安林に於て、土石切芝の採取、樹根の採掘又は牛馬の牧放を爲したる者は、參圓以上參拾圓以下の罰金です。

十九、森林内に火入を爲すの許可を得んとする者は、豫め期日を定め、森林官若ば、警察署に申出づべく、火入を爲さんとする森林の全部又は一部が他

人の所有に係るときは、所有者又は管理者の承諾を証する書面を願書に添ふべし。

二十、森林内又は森林に接續する原野に、火入を爲さんとする者は、火入期日前に火入箇所隣接地の所有者若ば、管理者に其旨を通知す。

二十一、火入の場合に於て、他に延焼の虞ありと認むるときは、森林官又は

警察官吏は、其火入を差止め、火入方法又は火入期日を改めしめ、若くは相當の設備を爲さしむるに於て、

三三、農商訓

二十二、山野の枯草を焼き、其火延焼して、隣接官私林に災害を及すこと、少

しとせず、夫で山野火入取締を爲すのです。

ソコで山野に火入をなさんと思せば、

第一 火入期日

第二 箇所限地目反別及字番號

第三 四至境界を見るべき實地略圖

第二編 行政警察 第八章 森林警察

を具して、地方廳の許可を受けねばならぬ。

二十三、認可を受けたる者は、其火入を爲さんとする、山野の森林原野に接したる境界に、防火線を設け且其森林原野所有者及び警察署へ少くとも、火入期日五日前に、其旨届出づ。

二十四、防火線は、幅三間以上とす、都て柴草を刈採り落葉並塵芥を除去し土堤又は堀溝等を設く、道路、谿谷等にて、防火線を設けざるも、延焼の虞なき地は格別です。

二十五、日出前日没後、及び風勢穏かならざるときは、火入に着手しては、ならぬ。

火入の期日間は、番人を出し、火氣全く消滅するまで其場を退かしむること
はならぬ。

二十六、假令認可を受くるも、防火の準備不充分なりと認むるとき又は風勢の變動等により、他へ延焼の虞ありと思量するときは、直ちに之を中止せ

らるることがある。

第九章 農業警察

第一節 害虫駆除の事

一、害虫とは、農作物を害する、各種の虫類をいふのです。

其駆除豫防すべき害虫の種類及び駆除の方法は、地方長官に於て之を定むるにあり。

二、地方長官は、害虫田畑に発生したるとき、又は発生の虞あるときは、豫め期限を定め、該田畑の作人をして、駆除豫防を行はしむるにあり。

三、害虫蔓延したるとき、又は蔓延の兆あるときは、若くは害虫田畑以外の地に発生したるとき、又は発生の際あるときは、知事は、市町村費を以て、駆除豫防を行ふことを得るにあり。

四、地方長官は、駆除豫防の爲め、市町村に命じて、夫役を市町村全部又は一

部の田畑の作人及び所有者に賦課せしむることを得るものです。夫役は、害蟲の種類によりて、田又は畑に區別して賦課することを得、夫役の賦課は、反別又は地價を以て、準率と爲すのです。夫役は、各別の率により、小作人自作人及び地主に賦課することを得るのです。

五、驅除豫防の爲め、必要あるときは、市町村費で溝渠を設け、又は農作物、藁稈、刈株、雜草を拔棄若しくは燒棄するのです。

六、驅除豫防の必要より、生ずる損害は賠償を要求することは出来ぬ。

七、土地所有者、管理者又は使用者は、官吏及其指揮を承くる者の、其地に入り驅除豫防に従事するを拒むことが出来ぬ。

八、蟲類以外の動物又は黴菌でも、農作物を害するとき、又は害するの虞あるときは、地方長官は、害蟲驅除豫防法を適用せらる。

九、地方長官の命令に従はざる者は、五錢以上壹圓九拾五錢以下の科料又

は一日以上十日以下の拘留です。

十、官吏若しくは其指揮を承くる者の行爲を妨けたる者は、貳圓以上貳拾圓以下の罰金又は十一日以上二十日以下の重禁錮です。

三、四、法七

第二節 肥料の事

一、肥料とは、農産物の肥養に供する物料をいふのです。

此肥料を製造販賣し、又は販賣せんとする者は、地方長官の免許を受く、其記載の事項は、

第一 製造場及び販賣所の位置

第二 肥料の名稱

第三 原料の種類

第四 肥料の製造方法

とす、其事項を變更せんとするときも、亦認可を受くべきものです。

二、地方長官は、何時たりとも、官吏を派して肥料の検査を爲さしむ、其臨檢

を拒み又は検査の爲め必要な肥料の交付を拒むことが出来ぬ、若しも之に背きたる時は、五圓以上五拾圓以下の罰金です、

三、免許を受けずして、肥料を製造販賣し又は販賣したる者は、拾圓以上百圓以下の罰金です、

四、肥料を偽造し若くは他の物料を混和して販賣し、又は情を知りて之を販賣したる者は、十五日以上一年以下の重禁錮又は拾圓以上參百圓以下の罰金に處せられ、其肥料は沒收せらる、

五、右の所刑を受け、又は臨檢を拒み、肥料の交付を拒みたる者は、其營業を停止し若くは、禁止せらる、

六、免許を受けたる者其氏名住所を變更し、又は其業を廢止したる時は、二週間に其旨を届出づべく、相續の場合も亦同様です、

七、左の肥料を製造販賣し、又は輸入販賣する者は、保証票に肥料の名稱肥料百分中の主成分量及び自己の氏名住所を記載し、之を肥料の各容器又は

令五、農商

各箇に附す、

第一 過磷酸石灰、重過磷酸石灰、沈澱磷酸石灰、硝酸鹽類、アンモニヤ鹽類、加里鹽類其他化學的方法により製造したる肥料

第二 骨粉、骨炭末、骨灰、肉粉、血粉、トーマス磷肥其他特に粉粹したる原料

第三 藥種油糟及び綿實油糟

第四 前各號の肥料を調合し又は之を以て主たる材料としたる肥料
前項の規定は、容器を變更又は改造して、肥料を販賣するものに準用す、保証票喪失し又は著しく毀損したる場合も亦同様です、

主成分量は、窒素にありては、全窒素及び硝酸性又はアンモニヤ性窒素の量とし、磷酸にありては、全磷酸水に溶解する磷酸及びクエン酸、アンモニヤに溶解する磷酸の量とします、

八、以上「六」「七」に背きたる者、又は帳簿の検査を拒みたる者、保証票を附せずして販賣したる者は、何れも貳圓以上貳拾五圓以下の罰金です、

第三節 牛馬の飼育使役方の事

一、從來牛馬の飼育及び使役の方法を見るに駕馭調教其當を失ひ、往々苛酷に流れ、疾病あると否かを問はず、妄りに之を使用し、又は体力の如何を慮せずして過度の使役に供し、又は發育及び資質を妨ぐべき取扱を爲し、之が爲めに動物本來の良性を損し、發育を害するもの少しとせず、實に不都合千萬なのです。

二、今や牛馬の改良は漸次其歩を進めんとする時期であるにもかゝらば、是等の弊習を存するは、大に遺憾とするのです。

三、夫で各地方の實況に照し、適宜取締を設けて、改善の實を擧げんことを期して居るのです。

ソレで各地方々々で取締を設けて、改善を謀りて居るのですから、使役する人も其注意を加ふるを必要とするのです。

第十章 漁獵警察

第一節 狩獵の事

一、狩獵とは銃器、網、罾繩又は銃を以て、鳥獸を捕獲するをいふのです。其網とは罾、投網、霞網其他の張網をいひ、罾繩とは、流し罾、張罾繩をいひ、銃とは、銃高、千本銃をいふ。

二、左の狩獵は出來ぬのです。

第一 爆發物、劇藥、据銃又は危険なる器若しくは陷穽を以て、鳥獸を捕獲すること

第二 日出前、日没後又は市街、人家稠密の場所、衆人群集の場所に於て又は銃丸の達すべき虞ある建物、船舶若しくは汽車に向て、銃獵を爲すこと

第三 御獵場、禁獵區、公道、公園、社寺境内、墓地

第四 欄柵、圍障若しくは作物植付ある他人の所有地に於ては、所有者又は共有者、他人の共同狩獵地に於ては、免許を受けたる者の承諾なきこと

第五 銃獵を禁止せる區域、

第六 期間外
等です、

三、狩獵は、地方長官に願出で免狀を受けねばならぬ、共同狩獵を爲す者も亦同様です、

四、免狀を、甲乙に分ち、

甲種免狀は、銃器を用ひずして狩獵する者に下付し、

乙種免狀は、銃器を使用して狩獵する者に下付するのです、

五、免狀に付ては、

第一 免許税は、甲乙各三等に區別し、所得税百圓以上、地租五百圓以上若くは營業税百五十圓以上を納むる者又は其家族を、一等として金貳拾圓

所得税參圓以上、地租參拾圓以上、營業税貳拾圓以上を納むる者若くは

其家族を、二等として金拾圓、

一等、二等以外の者を三等として、金貳圓

第二 免狀有効期限は、十月十五日より翌年四月十五日までとす

第三 免狀の使用は、本人に限る

第四 出獵の際、之を携帯す、警察官、憲兵、森林官、市町村長は、免狀を檢查することを得、獵者は之を拒むことは出來ぬ

第五 免狀を亡失した時は、届出て、再渡を求むべく

第六 未成年者は、乙種免狀を受くることは、出來ぬ

第七 免狀の效力を失ひたる時は、三十日以内に返納す

六、保護鳥獸を捕獲し又は之を賣買することを禁せらる、保護期間前に捕獲したる鳥獸は、其期間の初日より二週間以内に於て、賣買するは格別です、飼養に係る保護鳥獸は、期日後といへども、特に定むる規則によりて、賣買することが出来る、

保護鳥獸の卵又は雛を取り若くは之を賣買することはならぬ、

七、左の場合に於ては、百圓以下の罰金です、

第一 免状を受けずして狩獵を爲したる者

第二 期間内に狩獵を爲したる者

第三 詐欺の所爲を以て狩獵免状若くは共同狩獵地の免許を受けたる者

者

第四 詐て共同狩獵地を表示したる者

第五 爆發物、劇藥、毒藥、銃又は危險なる畏若くは陷穿を以て鳥獸を捕

獲したる者

第六 日出前、日没後又は市街、人家稠密、衆人群集の場所、建物、船舶、汽車に

向て、銃獵したる者

第七 御獵場其他禁止場所て狩獵したる者

八、左の場合には、四拾圓以下の罰金です、

第一 他人所有地なる時に承諾なくして狩獵したる時但告訴を待て處分す

第二 免状検査を拒みたる者

第三 保護鳥獸を捕獲し又は之を賣買したる者

第四 保護鳥獸の卵又は雛を取り、若くは之を賣買するもの

九、左の場合には、壹圓以上壹圓九拾五錢以下の科料に處せらる、

第一 出獵の際免状を携帯せざる者

第二 免状を亡失せし時、届出でざる者

第三 免状の效力を失ひたるものを返納せざる時

十、左に掲ぐる鳥類は、捕獲することを禁せらる、

- | | | | |
|-------|------------------------|------|------|
| 一 鶴 | 一 燕 <small>岩燕を</small> | 一 小雀 | 一 日雀 |
| 一 四十雀 | 一 五十雀 | 一 柄長 | 一 菊戴 |
| 一 雪加 | 一 蟲喰 | 一 瑠璃 | 一 鶉 |

し、更新することが出来る。

三、漁業権は、相續權讓渡共有及貸付の目的と爲すことを得、免許を受けた日より一ケ年間、漁業に従事する者なきとき、引續き二ケ年間休業したる時は、免許を取消し、其他地方長官は、公益上必要と認めたるときは、免許を制限し又は停止し又は取消すことあり。

四、免許を受けずして、免許を受くべき漁業を爲したる時(一)免許の停止中又は免許の條件若くは制限に違背して漁業を爲したる者(二)他人の漁業權を侵害したる者(三)何れも百圓以下の罰金です。

漁場の標識を移轉し又は毀壞したる者は、參拾圓以下の罰金です。

五、左の所爲あれば、貳拾五圓以下の罰金です。

第一 有毒物又は爆發物を使用して水産動物を採捕したもの、

第二 遡河魚類の通路を遮斷して、漁業を爲すとき

第三 藻手繰網、藻打瀬網、藻曳網、潜水器、空釣繩等の漁業にして許可を受

けざるべき

第四 禁漁区内にて其禁止したる水産動物植物を採捕したとき

第五 禁漁區の標示を移轉し又は毀壞したる者

第十一章 衛生警察

第一節 健康の事

第一款 種痘の事

- 一、種痘は、小兒出生後滿一ケ年内に之を行ふ併しながら、
- 第一 生後七十日を経ざる者
- 第二 種痘の爲め一時増進すべき病ある者
- 第三 丹毒流行の土地に居住する者
- 第四 蔓延性の皮膚病ある者
- 第五 熱性病に罹り居る者

第二編 行政警察 第十一章 衛生警察 第一節 健康の事 第一款 種痘の事

は、種痘を施さざるを可とします。

殊に種痘に適する時期は、春(三月四月五月)秋(九月十月十一月)二季を最良とす。

不善感なるときは、更に一週年内に再三種を行ふ。

二、種痘は善後といへども、五年乃至七年に再種を行ひ、再種後五年乃至七年に三種を行ふ。

三、天然痘流感の兆あるときは、期限あるに拘はらず、種痘を行ふ。

四、種痘を受くべき者、病氣或は事故あるときは、醫師の診断書、事故は親族又は隣佑の証印の証書を以て、市町村役場へ届出でねばならぬ。

五、種痘を受けし者は、醫師の指定したる日に於て、検診を受け、痘漿採取を要するときは、之を拒むことは出来ぬ。

六、十六歳未満の者の尊長、後見人、若しくは雇主等にして現に監督する者は、種痘せしむる責あり。

七、以上總ての規定に背きたる者は、五錢以上五拾錢以下の科料です。

第二款 傳染病豫防の事

一、傳染病とは、虎列刺(一)赤痢(二)腸室扶私(三)痘瘡(四)發疹室扶私(五)猩紅熱(六)實布埤利亞(セ)ペスト(ハ)とす。

二、醫師、傳染病患者を診断し、若しくは死体を検案したるときは、直に警察官吏、市町村長、區長、檢疫委員に届出づべく、其家に於ては、速に醫師の診断若しくは検案を受け、又は直に警察官吏、市町村長、區長、檢疫委員に届出でねばならぬ。

三、患者の家には、清潔方法及消毒方法を行ひ、患者を傳染病院又は隔離病舎に入らしむ

其他

第一 交通を遮断し得べく

第二 認可を得れば、患者又は死体を他に移すことを得す。

- 第三 病毒に汚染し汚染の疑ある物は認可を受けなければ使用、授與、移轉、遺棄又は洗滌を爲すべからず
- 第四 死体は消毒方法を施したる後に埋葬すべく
- 第五 死体は火葬すべく、若し土葬する時は三ヶ年を経れば、改葬を許さず
- 第六 以上の諸號に對して背きたるものは貳圓以上貳拾圓以下の罰金です
- 四、醫師傳染病患者を診断し若くは死体を検案したる後十二時間内に届出さるもの又は嘔の轉歸届を爲したるときは五圓以上五拾圓以下の罰金です、
- 患者の家族なるときは貳圓以上貳拾圓以下の罰金です、

第三款 検疫の事

- 一、海港検疫は、海外諸港及び臺灣より來る船舶に對して、傳染病豫防の爲

め、検疫を行ふのです、其検疫は、入港前に於て検疫を受け、許可証を得て、入港し、交通を許し、荷客の陸揚を爲すものとす、

二、其船舶は、左の手續を爲すのです、

第一 船長其他乗組員船客は、検疫官の尋問に應答す、又検疫官の求に應し、航海日誌を示し、船内各部の検査を受く

第二 許可証を受くるまでは、検疫信號を掲ぐ

第三 傳染病患者を發生したる時は、警察官吏に届出で、且信號を掲ぐ

第四 停船を命せられたるときは、許可を受くるにあらざれば、他に移轉することが出來ぬ

第五 消毒を爲すに付ては、船長其他乗組員は補助の義務あり

三、以上の規定に背きたるときは、五拾圓以上五百圓以下の罰金です、

四、汽車検疫は、汽車中に傳染病患者又は死者ありたる時は、患者は傳染病院又は隔離病舎、其他適當の場所に收容治療し、死者は引受人に引渡し、引渡

人なき時は、市區町村長に引渡す、
右の同車室にある者乗客及び手荷物は、一時之を留め消毒方法を施す、
車室は之を取離して消毒を施す、

五、船舶検査は、其検査を施し許可を受けたる後にあらざれば、他港に進航し、交通し、乗客乗組人を上陸せしめ、積荷手荷物の陸揚を爲すべからず、
現に傳染病患者又は死者ある船舶は、黄色旗を前橋に掲ぐ、而して船内に消毒を施し、相當の場所に停留せしめ、傳染の虞ありと認むる外は、消毒を施して、直に上陸せしむ、

患者は、傳染病院又は離隔病舎に收容治療せしめ、死者は、引渡人に引渡す、若し引渡人なきときは、市區町村長に引渡す、
消毒を施すべき船舶にして、消毒設備の都合により他の港に回航せしむることあり、

第二節 飲食物及び器具の事

第三編 行政警察

第一款 飲食物其他の物品の事

一、販賣の用に供する飲食物又は販賣の用に供したる若くは營業上に使用する飲食物器具及ひ其他の物品で衛生上危害を生ずるの虞あるものは、警察署に於て、其製造採取販賣授與若くは使用を禁止し又は其營業を禁止し、停止することを得るのです、

此場合に於て、物品の所有者又は所持者をして、其物品を廢棄せしめ又は直接に之を廢棄し其他必要の處分を爲すことがある、但し衛生上危害を生ずるの虞なき方法によりて處置せんとなれば其ことを申立て認可を受く、
二、行政廳は警察官吏をして、検査せしめ試験の爲め、無償にて收去せらるる
三、官吏又は公吏の命を受け指定の期間内に之を履行せざる時は、貳拾圓以下の罰金です、

之を行ふ官公吏に抗拒した者は、一月以下の重禁錮と拾圓以下の罰金です
四、官公吏にして、不正の所爲あるものは、一年以下の重禁錮と四拾圓以下

の罰金で、若し人の囑託を受け賄賂を收受し又は之を聽許した者は、刑法で罰せらる。

五、飲食物用器具とは、飲食器、割烹具其他飲食物の調製器、容器、貯藏器又は量器をいふのです。

營業者は、

第一 飲食物用器具を鉛又は百分中鉛十分以上を含む合金を以て製造し又は修繕することが出来ぬ

第二 飲食物器具の飲食物に接觸する部分を百分中鉛二十分以上を含む合金を以て鑲著し又は百分中鉛五分以上を含む錫合金を以て塗布することが出来ぬ

第三 鑼詰用の鑼は、外部の鑲著及び銑受の百分中鉛五十分以上を含む合金を使用することが出来ぬ

第四 珫瑯又は釉藥を施したる飲食物用器具にして之に百分中醋酸四

分を含む水を容れ三十分時間煮沸するに其液中に砒素又は鉛を溶出するものを製造することは出来ぬ、其修繕に關しても亦同じ

第五 哺乳器具を鉛又は亞鉛を含む護膜を以て製造することが出来ぬ

第六 第一乃至第五に背きて製造若しくは修繕したる飲食物用器具は之を販賣の目的を以て貯藏若しくは陳列し又は營業上に使用することが出来ぬ

第七 銅又は其合金を以て製造し又は修繕したる飲食物用器具の飲食物に接觸する部分にして鍍金屬の剝脱したるもの又は固有の光澤を有せざるものは、營業上使用することが出来ぬ

六、以上に背きたる者は、其物品を廢棄し營業を禁止又は停止し尙ほ貳拾五圓以下の罰金です。

第二款 著色料の事

一、飲食物又は器具、玩弄物に著色するに付ては、人身の健康上に害を及ぼ

すものであるから大に衛生上に注目を要し且取締る必要を生します、夫で著色料には有害性と無害性とありまして、今有害性に付ての取締を述べるので、從て之を除けば、他の著色は用ひて差支ないとなるのです、

二、有害性を分ちまして、

第一種 砒素、拔留謨、嘉度密烏謨、格羅謨、銅、水銀、鉛、錫、安知母、紐謨、烏拉紐謨、亞鉛、藤黃、必偲林酸、チニトロクロゾール、ニコラルリン

第二種 硫酸、拔留謨、硫化嘉度密烏謨、酸化格羅謨、朱、酸化錫、ムツ、シーフ金の
酸化亞鉛、硫化亞鉛、銅、錫、亞鉛及其合金屬にして固有の光澤を有するもの

三、有害性著色料は、販賣の用に供する、飲食物の著色に用ひることの出来ぬ
四、尙ほ且飲食物の容器又は被包として使用することも出来ぬ
併しながら、

第一 漆硝子、油藥又は珫瑯質に有害性著色料を融和したるもの

第二 第二種の著色料で著色したる容器又は被包で飲食物に其著色料を混入するの虞れなきもの
等は、差支ないのです、

五、第一種の著色料は、販賣の用に供する化粧品、齒磨、小兒玩弄品、繪、紙、錦、繪、色紙を含むの製造又は著色に用ひることが出来ぬ、
併しながら、

第一 漆硝子、油藥又は珫瑯質に融和したるもの

第二 護謨質に融和したる金硫黃
は差支ないのです、

六、砒素を含有する著色料は、販賣の用に供する衣服、其他身の圍りに用ひる物品又は其材料の著色に用ひることが出来ぬ、
併しながら、

布片百平方センチメートル中二ミリグラム以下を含有するもの

は差支ないのです。

七、以上に背いたる飲食物、容器、被包、其他物品、材料は、之を販賣し又は其目的で陳列し、若くは貯藏することが出来ぬ。

若し犯したものは、貳拾五圓以下の罰金で尙ほ製造、採取、販賣、使用を禁止し、營業を禁止又は停止せらるゝことがあります。

八、當分の内第一種は、化粧品に用ゐることを許されたり。

四、六、大違云

第三款 牛肉の事

一、牝牛は、蕃息の基本であるから、總て屠殺はいたさぬやう、取締をせねばならぬ、尤とも十二三歳以上孕牛に相成りがたき分は、差支ない。

二、屠場は、人家懸隔の地に取設け取締ること。

三、病牛、死牛とも、販賣せざる様に取締るのです。

牛肉販賣に付ては、各地方々々に於て相當取締を設くべき事になつて居る

三、四、内令七

第四款 牛乳の事

一、牛乳は、販賣する全乳及脱脂乳をいひ、乳製品は、販賣する煉乳、粉乳をいふのです。

牛乳業者は、牛乳又は乳製品の搾取、製造、販賣又は請賣を營業とするものをいひます。

二、牛乳の比重は攝氏十五度にて、

全乳は、一、〇二八乃至一、〇三四

脱脂乳は、一、〇三二乃至一、〇三八

とし、牛乳の脂肪量は、

全乳は、百分中二、七分以上

脱脂乳は、百分中〇五分以上

の範圍で、地方長官其程度を定めるのです。

三、煉乳は、水分を除き全乳の諸成分の三倍以上を含む、煉乳中に混和する蔗糖量は、乳糖を合算して百分中五五〇分以下とす。

四、牛乳の搾取又は乳製品製造の營業を爲さんとする者は、地方長官の認可を受けねばならぬ、

五、牛乳營業者は、左の乳より、牛乳を搾取することが出来ぬ、

第一 牛疫、炭疽、傳染病性胸膜肺炎、流行性鵝口瘡、狂犬病、結核、痘瘡、黃胆、ア
クチノミヨーゼ、氣腫疽、赤痢、乳腺病、膿毒症、尿毒症、敗血症、中毒、亞布答、腐
敗性子宮炎、其他熱性諸病に罹れる牛

第二 牛乳中に移行すべき、毒藥劇藥服用中の牛

第三 分晩後七日以内の牛

六、牛乳營業者は、亞鉛、銅、黃銅、燒附不良にして、且有害の油藥を施したる陶
器又は含鉛珪瑯を塗布したる鐵材料にして製したるものを、牛乳又は乳製
品の容器又は量器として使用することが出来ぬ、

七、牛乳營業者は、左の牛乳を販賣し、其目的で運搬し、貯藏することが出来
ぬ、

第一 腐敗したるもの

第二 粘稠若くは苦味なるもの、又は藍色赤色其他異常の色を呈するもの

第三 他物を混合したるもの

第四 搾取を禁ずる牛より搾取りたるもの

第五 比重、脂肪量に適合せざるもの

又第一乃至第四の牛乳を、乳製品の原料とすることが出来ぬ

八、牛乳營業者は、左の牛乳製品を販賣し、又は其目的で陳列し、貯藏するこ
とが出来ぬ、

第一 腐敗したるもの

第二 他物の混合したるもの

第三 禁したる容器を用ひたるもの

第四 「七」に列記したる第一乃至第四の牛乳を原料としたるもの

第五 不適合の煉乳

九、 尙ほ牛乳業者は、

第一 牛乳を配布する容器に全乳又は脱脂乳のことを明記すべし

第二 容器、量器、取扱ひ場所を清潔にす

第三 結核病、癩病、梅毒、痢病、其他傳染病に罹れる者に取扱はしめ、又は場所に入らしめてはならぬ、自己の罹病の時も同様である

第四 傳染性の疾病に罹れる牛は、隔離せねばならぬ

十、 牛を検診して、角に番號符號を烙記し又は耳朶に耳環を付したるを許可なくして、消除又は除去した時は、二十五日以下の重禁錮です、

牛乳業者にして、許可を受けざる時、又は禁せられたる事を行ひたる時は、貳拾五圓以下の罰金です、

十一、 尙ほ製造、採取、販賣、授與、使用を禁止し又は營業を禁止若しくは停止せられ、又其物品を廢棄せらる、

第五款 氷雪の事

一、 氷雪とは、販賣する氷及び雪をいひ、之を營業するは、氷雪を採收製造して販賣し又は其卸賣若しくは請賣をするをいひます、

二、 氷雪營業は、認可を受く、其請賣は、只鑑札のみで別に認可を受くるに及ばない、

三、 氷雪の融解水は、無色透明で臭味なく、又爽雜物あるも僅微に過ぐるものです、

其百分中格魯兒量は、二分、硝酸量は、一分、安母尼亞量は、〇・〇五分、過滿俺酸加留謀消費量は、三分、亞硝酸は、痕跡を過ぐべからざる位のものです、

夫で、これに適合する氷雪でなければ、飲食用の目的で販賣し又は貯藏してはならぬ、

請賣業者は、飲食用の目的と否とに拘はらず之を許さぬ

若しも之に背きて、販賣又は貯藏した時は、營業を禁止又は停止し、其物を廢

棄せしむるのです。

四、免許を受けずして営業し、又は不適合の氷雪を販賣し又は貯藏した時は、貳拾五圓以下の罰金で、請賣業者は、拾圓以下の罰金です。

三、六、内金

第六款 清涼飲料水の事

一、清涼飲料水は「ラムネ」「リモナー」「果實水」「薄荷水」「桂皮水」の類を含む。曹達水、其他炭酸含有の飲料水です。

其之を製造し（清涼飲用水に供する鑛泉の採取を含む）販賣又は請賣を營業とするものは、夫々認可を受けねばならぬ。

二、清涼飲料水業者は、

第一 飲料水に接觸せる部分を銅、鉛又は其合金で製したる調製器、容器又は量器を使ふてはならぬ、但し鍍錫其他衛生上有害の虞なき方法あるものは、格別です。

第二 飲料水の製造又は貯藏に、參兒色素、薩葛林、有害性芳香質又は防腐

劑を使ふことはならぬ。

第三 左の清涼飲料水を販賣し又は其目的で陳列し若くは貯藏してはならぬ。

- イ 濁濁又は變敗したるもの
- ロ 沈澱物あるもの
- ハ 鹽酸、硝酸及硫酸其他遊離鑛酸を含むもの
- ニ 參素、安知母、紐謨、鉛、亞鉛、銅、錫を含むもの
- ホ 砒兒色素を含むもの
- ヘ 薩葛林を含むもの
- ト 有害性芳香質を含むもの
- チ 防腐劑を含むもの

第四 其氏名、社名、營業所々在并に製造年月日を記載したる票紙を、其容器に封緘す。

第五 清涼飲料水の調製器、容器、量器、製造場其他取扱場所を常に清潔に爲す

第六 結核、癩病、蠱毒及び傳染病者をして調製若くは小分を爲さしめ又は其場所に立入らしむることが出来ぬ、自ら罹病のときも亦同様である、
三、虚偽を記載したる封緘票紙を貼用し、貼用せしめたる者、又は封緘票紙に嘘の改竄をなし又は爲さしめたる者は、二十五日以下の重禁錮です、
認可を受けず營業を爲したる者、又は第一乃至第三の制止に背きたる者は、貳拾五圓以下の罰金で、第四乃至第六に背いた者は、拾圓以下の罰金です、
四、制止の器具又は禁制の飲料水に付ては、之が廢棄を命せられ、其使用を禁止し、場合により營業を禁止又は停止せらる、

第七款 人工甘味質の事

一、人工甘味質とは「サツカリン」「甘精」其他之に類する化學的製品で、含水炭素でないものです、

三、内令

二、販賣の用に供する飲食物には、人工甘味質を加味することが出来ぬ、從て其加味したる飲食物は之を販賣し、其目的で陳列し若くは貯藏することが出来ぬ、
三、然れども治療上の目的の飲食物の調味に之を使用するものは、地方長官の許可を受けねばならぬ、
此飲食物は、醫師の証明あるものに限り之を販賣授與す、
又此飲食物を代理販賣又は請賣せしむるときは、其氏名及營業所を地方長官に届出ねばならぬ、
容器又は被包を用ひ其容器又は被包には「人工甘味質製」の文字を記すべきものです、
若しも許可を受けずして、此飲食物を販賣したるものは、其營業を禁止又は停止し、其飲食物を廢棄せしむるのです、
四、以上何れも規定に背きた者は、貳拾五圓以下の罰金です、

第八款 喫煙の事

- 一、未成年者は、煙草を喫することが出来ぬ、若し之に背きたる者あれば、喫煙の爲に所持する煙草及び器具を没收す、
- 二、未成年者に對して、親權を行ふ者情を知りて、其喫煙を制止せざる時は、壹圓以下の科料で、其親權を行ふ者に代りて、未成年者を監督する者も亦同様です、
- 三、未成年者に其自用に供するものなるこのを知りて、煙草又は器具を販賣した者は、拾圓以下の罰金です、

第九款 養の事

- 一、一般人家稠密の場所に於て、養を爲すことはならぬ
- 二、假令人家稠密ならざるも、市街内にては、養は出来ぬ、尤とも乳汁搾取の爲めなれば差許さるゝも、不潔臭穢の場合は、取締上取拂はしめらるゝことがあるのです、

第三節 汚物掃除の事

- 一、市内の土地所有者、使用者又は占有者は、其地域内の汚物を掃除し、清潔を保持するの義務を負ひ、
市は、其區域内の汚物を掃除し、清潔を保持するの義務を負ふのみならず、義務者の蒐集したる汚物を處分するの義務をも負ふ、
- 二、汚物とは、塵芥汚水及び尿管をいひます、
土地の占有者は、其他域内の汚物を掃除し、清潔を保持すべく、
建物の所有者は、其建物ある土地の清潔保持の爲め、建物なき土地の所有者は、其土地の清潔保持の爲め、何れも、溝渠を築造修繕せねばならぬ、
- 三、掃除義務者は、覆蓋ある容器を備へ、掃除したる塵芥を其容器に蒐集せよ、汚泥は之を適宜の容器に蒐集す、併し土地に定著したる、塵芥溜は、之を設けることが出来ぬ、
- 四、汚水は之を公共溝渠又は適當の場所に排泄せしむ、

五、市は汚物を一定の場所に運搬し、塵芥を成るべく之を焼きすてべく、汚水排泄の爲め、公共溝渠を築造修繕すべく、公共便所を築造修繕すべし、市には掃除の實施及び實況を監視するが爲め掃除監視吏員を置くのです

三二、法

第四節 水道の事

一、水道とは市町村の住民の需要に應じ、給水の目的で布設する水道です、其用地とは水源地、貯水地、濾水場、唧水場及び水道線路に要する地です、
二、水道は市町村其公費で以て布設するのです、
三、水道の給水を受くる者は水質水量の検査を市町村長に請求すること
が出来、

家内の給水用具及本支水管より之に接続せる細管は、市町村の所定によりて、之を設置し其費用は、水道の給水を受くる家主の負擔です、

四、家内の給水用具不完全なるを認むるときは、相當の猶豫期日を定めて

修繕を爲さしむ、家主其修繕を怠るときは、市町村之を爲して費用を徴収す、
家主は、家屋内給水用具の設置又は、其修繕を了りたる時は届出づ、

五、市町村は一家専用の給水用具を設くることの出来ぬものゝ爲めに、共用給水器を設く、

又消防の爲めに消火栓を設く、其消費したる水は、水料を徴収することは出来ぬ、

三三、法

第五節 下水道の事

一、下水道とは、土地の清潔を保持する爲め、汚水雨水を疏通する目的で布設する排水管其他の排水線路及其所屬装置をいふのです、

二、市に於て下水道を築造せんとするとき、其設計工費の收支豫算及起工竣工の期限を定め、内務大臣の認可を受く、

下水道を設けたる土地に於ては、市又は土地の所有者、使用者若は占有者は、汚水雨水を下水道に疏通する爲め必要なる施設を爲し、及び之を管理す、

義務を負ふ、

三、私人にして履行すべき事を行はず、又は履行するも不充分なるときは、當該吏員に於て之を施行し其費用を徴收す、

四、土地の所有者、使用者又は占有者は、其建物ある土地は建物の所有者、建物なきときは土地の所有者に於て、必要なる施設を爲すの義務を負ひ、又占有者は、建物の有無に拘らず、掃除及び浚渫の義務あるものです、

第六節 墓地及び埋葬の事

一、火葬は、一時禁止せしが今日では其禁令も解けましたから埋葬と同一にすることが出来る、

二、墓地及び火葬場は、必らず許可を受けたる區域に限る、而して警察署の取締を受けねばならぬ、

三、死体は、死後二十四時間を経れば、埋葬又は火葬とも出来ぬ、埋葬火葬は、市區村町長の認許証を受けねばならぬ、又改葬は、警察署の許可

三六、内令三

八、五、布告

三六〇、太布

を受けねば出来ぬ、

四、墓地及火葬場の管理者は、認許証を得たる上でなければ、埋葬又は火葬をすることはならぬ、

五、葬儀は、寺堂若くは家屋構内又は墓地若くは火葬場にて行ふ、

六、碑表を建設せんとせば、警察署の許可を受けねばならぬ、

七、墓地に付ては、

三六〇、内令三

第一 新設を爲すには、國道、縣道、鐵道、大川に沿はず、人家を隔ること凡そ六十間以上にして、土地高燥、飲用水に障なき地を撰む、

第二 墓地へは、種族宗旨を別たす、其町村に於て死したるものは、之を葬る

死刑者は、其一隅を區劃して其内に埋葬す

第三 周圍には、樹木を栽ゆ、墓地内には、一丈以上の樹木、塀牆を存すべからず

第四 墓地は清潔を旨とし掃除及修繕を怠ることは出来ぬ、

第五 擴穴の深さ六尺以上若し土地により六尺に至り難きもの及び遺骨を埋藏するものは格別です

八、火葬に付ては、

第一 火葬場は、人家及人民輻湊の地を隔る凡そ百二十間以上にして、風上に位せる地を撰み、火爐烟筒を備へ、臭烟を防ぐの装置を爲し、且周圍に塀牆を設く、尤とも山林原野なれば、格別です

第二 火葬は成るべく日没後之を行ふ

九、死亡者の姓名族簿官位勳爵法號及生死の年月日建立者の姓名を記するのみで、誌銘傳贊等の碑文を刻せざる墓標は、警察署の許可を受くるに及ばず、

十、管理者は、認許証を取纏め、毎三ヶ月警察署の檢閱を受けて、市區役所又は町村役場に差出すべし、

十一、刑死者の墓標には、氏名、法號、族籍、年齢、生死の年月日を記入するに止む、

異様の墓標を建て、文字に彩色を施すことは出来ぬ、

警察官の許可なくして、公然祭祀を行ふことは出来ぬ、

以上に背きたるものは、貳圓以上貳拾五圓以下の罰金又は十一日以上二十五日以下の輕禁錮です、

十二、犯罪に關し現に捜査、起訴、勾留、服刑中の者、及び刑を免れんとして自殺し、犯罪現行の際殺害せられたる者に付て、安寧秩序を保持する必要があると認むるときは、特に命令して前段總ての所爲を禁止することがあります

十三、左の諸病に罹りたる牛、馬、羊、豕の死体埋没後十二ヶ年を経過せざれば、發掘することが出来ぬ、

第一 牛疫

第二 炭疽熱

第三 鼻疽及皮疽

第四 傳染性胸膜肺炎

第五 傳染性鵝口瘡

第六 羊痘

若し之に背かば貳圓以上貳拾五圓以下の罰金です、

第七節 醫藥の事

第一款 醫師の事

一、醫師は、開業免狀を得ねば醫術開業を爲すことは出来ぬ、其開業免狀を得る資格は、

- 第一 試験を受け及第証書を所持するもの
- 第二 官立及府縣立醫學校の卒業証書を得たるもの
- 第三 外國の大學醫學部若くは醫學校に於て卒業したる者、或は外國に於て醫術開業免狀を得たるもの

第四 醫師に乏しき地に於て、府縣知事の具狀あるもの

です、而して第二乃至第四は無試験にして、内務大臣より免狀を授與することあるべきもの、殊に第四の如きは、其履歴によりて、假開業免狀を授與せらるゝものです、

二、醫師其業に關し、犯罪若くは不正の行爲あるときは、中央衛生會の審議を経て、内務大臣は、其業を停止し若くは禁止するものです、其禁止の處分を受けたるものは、地方廳は直に免狀を取上げ、停止處分を受けたる者は、開業免狀の裏面に其年月日を記載して置くのです、

三、醫師にして、死亡又は死体、死産又は死胎を見たる時は、左の式の如く、夫々書面を作るのです、

第一 死亡は診断書、死体は検案書にして、

イ 死亡者の氏名、其職業及其出生の年月日

ロ 病死者は其病名、自殺は其手段

其以外の變死者及中毒者は其種類

ハ 發病の年月日

ニ 死亡の年月日時及其場所

第二 死産は死産証書、死胎は檢案書で

イ 父の氏名職業、私生子は母の氏名職業及父母の出生の年月日

ロ 死胎の嫡出子、庶子、私生子別及男女

ハ 妊娠の月數

ニ 分娩の年月日時及場所

第二款 入歯々抜口中療治接骨の事

一、入歯、齒抜、口中治療、接骨等の營業を爲すには、醫術開業試驗を経れば開業を許さぬものですから、從來行ひ來りましたもの等は、夫々鑑札を受けねばならぬです。

第三款 鍼灸術の事

三六六、内達
甲七

三六六、内合

一、鍼灸術の營業も、其從來開業せしものと新規の開業とを問ひませず、必ず出願して、鑑札を受けねばならぬ。夫で地方廳に於ては、其修業履歷を檢して相當と認められた時に差許すのです。

第四款 藥品巡視の事

一、衛生官吏、警察官吏及ひ藥劑師を以て、監視員とし、藥局及ひ藥品の販賣又は製造する場所を巡視せらるゝのです

二、監視員は藥局を巡視する時は

第一 藥品

第二 藥品營業并藥品取扱規則第十二條第十三條第二十八條第二十九條第三十六條第三十七條の事項

第三 調劑錄

又藥品を販賣又は製造する場所を巡視せば、

第一 藥品

第二 藥品營業并藥品取扱規則第二十二條第二十八條第三十六條第三十條の事項

を、夫々検査するのです、

三、 公私立病院醫師の調劑所又は藥品を貯藏する場所をも検査することあるものです、

四、 巡視は、日を期せずして、臨む其時間は午前八時より午後五時まで、監視員は、必要量の藥品を携歸して、検査することがある、此藥品の代價は請求することは出来ぬ、

第五款 藥品營業并藥品取扱の事

一、 藥劑師、

藥劑師とは、藥局を開設し、醫師の處方箋に據り、藥劑を調合する者です、從て藥品の製造及び販賣を爲すことも出来る、

藥劑師は、試験を受け、滿二十年以上にして、免狀を得たるものに限る、

二、 左の所爲あるものは、拾圓以上百圓以下の罰金です、

第一 官の許可を得ずして、藥劑師の業を爲したる者

第二 處方箋中の藥品欠乏あると、隨意に之を省略し又は他藥を、代用したるとき

第三 毒藥劇藥を一回使用せし處方箋にて再び調劑したる時、但時に醫師の通知あるものは格別です

又左の所爲あるものは、貳圓以上貳拾圓以下の罰金です、

第一 一人にて、二個所以上藥局を開設したる者

第二 處方箋に據らざる時

第三 毒劇藥の處方箋を滿十年間保存せざるもの

第四 藥劑の容器又は包紙に夫々記載を洩したる時

又處方箋を受けたる時は、晝夜の別なく、何時にても調劑せねばならぬに正當の事故なくして之を拒みたるときは、壹圓九拾五錢以下の科料です、

三、藥種商

藥種商は、藥品の販賣を爲す者にして、免許鑑札を受けねばならぬ之を受けずして爲すときは壹圓九拾錢以下の科料です。

毒劇藥は封緘を開き零賣してはならぬ、之を犯せば拾圓以上百圓以下の罰金です。

四、製藥者

製藥者は、單に藥品を製造し又は自製の藥品を販賣するのです、故に之が免許鑑札を受けねばならぬ、若しも無免許なるときは、壹圓九拾五錢以下の科料です。

毒劇藥は、適當の容器に納めて、封緘し、之が零賣を爲すを許さず、若しも背かば、拾圓以上百圓以下の罰金です。

五、藥品取扱

日本藥局方に記したる藥品は、其性状、品質、該局方所定に適合せざれば、販賣

若くは授與することが出來ぬ、又日本藥局方になき藥品は其據る所の外國藥局方名を記し亦同様の條件でなければ販賣若くは授與することが出來ぬ。

又毒劇藥の如きは、職務上必要と認められた者より證書を差出すにあらざれば販賣若くは授與することが出來ぬ。

若し以上に背かば、拾圓以上百圓以下の罰金です。

六、又毒藥劇藥は、他の藥品と區別して、鎖鑰ある場所に貯へず(一)其證書を滿十年間保存せず(二)幼稚の者其他不安心の者に交付し(三)容器又は包紙に名稱、氏名を記さず、毒及び劇の付記を爲さざる(四)者は、何れも貳圓以上貳拾圓以下の罰金です。

第六款 傳染病消毒藥の事

一、石炭酸は劇藥の所、傳染病流行の際は、消毒藥に調製する分に限り、藥舗に於て販賣勝手です、其販賣を望む者は、願出許可を受けねばならぬ。

第七款 阿片の事

一、阿片の製造は、地方長官の許可を受けねばならぬ。其製造した阿片は、毎年十二月二十日までに政府に納付し、政府は醫藥用品に限り封緘して之を賣下く。故に此外に賣買授受所有又は所持するか出来ぬ。若しも無免許で阿片を製造し又は賣下、外に賣買授受所有所持したる者は百圓以上五百圓以下の罰金、阿片を政府に納めざれば參拾圓以上參百圓以下の罰金です。

二、阿片は、醫師及藥品營業者は、證書を以て、卸賣人より買入れ、醫師製藥者は藥劑師藥種商より購求し、藥劑師藥種商は、互に賣買することのみは、出来る。其他は醫師の處方箋にあらざれば賣買を許さず、又藥種商は零賣することをも許さぬ。

處方箋及び賣渡したる證書は、滿十年間保存せねばならぬ。

以上何れに背くも、拾圓以上百圓以下の罰金です。

第八款 賣藥の事

一、賣藥營業者は、賣藥を調製し又は外國より輸入して販賣するものをいふのです。

賣藥營業者は管轄廳に願出免許鑑札を受けねばならぬ。其請賣を爲すときも免許鑑札を受け、行商するとき又は行商を爲さしめんとせば行商鑑札を受けねばならぬ。

二、賣藥營業者は、

第一 無鑑札又は鑑札を借受け自ら行商し又は行商せしむる者及び之を貸す者は、其鑑札取上げ、藥劑一方に付五圓の罰金

第二 無鑑札又は鑑札を借受け、請賣する者及び無鑑札で請賣せしめ又は鑑札を貸す者は、其鑑札取上げ製藥を没入し、藥劑一方に付拾圓の罰金

第三 無免許で私に藥味分量用法服量能書等を改更し又は外國賣藥を

輸入販賣し又は許可を経ず無稽の妄説を記載し世人を術惑する者は製薬を没入し薬劑一方に付拾圓以上貳拾五圓以下の罰金

第四 無鑑札で營業し又は營業者にして私に請賣者に薬劑を調製せしむる者又は請賣者自ら之を調製する者は、其製薬及賣得金を没入し、薬劑一方に付貳拾五圓以上五拾圓以下の罰金

第五 鑑札を偽造し又は他人の賣薬を贗造して發賣する者は、其製薬及其賣得金を没入し、薬劑一方に付五拾圓以上五百圓以下の罰金

第六 私に有毒薬を配伍する者又は有毒薬を配合したる外國賣薬を私に輸入販賣する者は、其鑑札取上げ製薬及其賣得金を没入し、薬劑一方に付百圓以上五百圓以下の罰金

です、

三、賣薬自用者で、無印紙の賣薬を買受け、預置き、所持する者は、壹圓九拾五錢以下の科料です、

三〇、大令

五五、布三

一〇三、内達

三三、勅三

四、鼠取或は蠅取薬と唱へ譽石類を調合賣買するは禁止せらる、
五、又燐製の鼠取薬を以て賣薬となし賣買するをも一切禁止せらる、

第八節 産婆の事

一、産婆の業を営むは、産婆試験に合格し、年齢二十歳以上の婦女で、産婆名簿に登録せられたるものに限る、其試験は、一ヶ年以上産婆の學術を修業したる者でなければ受験せしめぬです、

二、産婆は、

第一 妊婦産婦褥婦又は胎生兒に異常ありと認めたるときは、醫師の診察を請はしめ自ら其處置を爲すことが出来ぬ、併し臨時救急の手當は格別です

第二 以上の者等に對し、外科手術を行ひ、産科器械を用ひ、藥品を授與し又は之が指示を爲すことが出来ぬ、併し消毒を行ひ、臍帯を切り、灌腸を爲すは格別です

第三 産婆名簿に登録を受けざる者に、産婦等の取扱を専任することが出来ぬ

第四 産婆業を禁止し又は停止せられ、又は名簿を取消されたる時は、業務を爲すことが出来ぬ

第五 名簿に登録を受けずしては、産婆の業を営むことが出来ぬ

以上犯したる時は、五拾圓以下の罰金です、

三、産婆に乏しき地に限り、地域を限り五ヶ年以内の期限内、産婆の免許を與ふることがある、己に免許を受けたるものは、登録を受けたるものと同一の取扱を爲すのです、

四、産婆は、死産証書又は死胎検案書を作るときは、左の事柄を記載せねばならぬ、

第一 父の氏名職業私生子は母の氏名職業及父母の出生年月日

第二 死胎の嫡出子、庶子、私生子及男女の別

三九、内令
三二〇、内
三二六、内

第三 妊娠の月数

第四 分娩の年月日時及場所

第九節 獣醫及ひ獣疫の事

第一款 獣醫の事

一、獣醫は、免状を受けねば、開業することが出来ぬ、其免状を受くる資格は

第一 試験合格して証書を有する者

第二 官公立府縣立の獣醫學校若しくは農學校にて獣醫學を専修し卒業証書を有する者

第三 公立又は私立學校で、醫學校を専修し其卒業証書を有する者

第四 外國に於て官立府縣立の獣醫學校若しくは農學業と同等以上の學則により獣醫學を専修し其卒業証書を有する者

其他資格なきも、獣醫に乏しき地方に於ては、知事の具狀により、營業區域及年限を定めて假免状を授與することがあるのです、

三二六、法支

二、免状は、試験及第証書又は卒業証書を添へて農商務大臣に出願するものです、

三、獸醫業に關し、犯罪若くは不正の所爲ありたる時は五日以上五十日以下の範圍内で其業を停止し又は禁止せらる、

四、免状を受けずして、獸醫の業を爲したる者は、五圓以上五拾圓以下の罰金で、停止中業を爲したる時は、貳圓以上貳拾圓以下の罰金です、

正當の事故なくして、他人の依頼を拒みたるときは、壹圓以上壹圓九拾五錢以下の科料です、

元三、法の

第二款 獣疫豫防の事

一、獸類とは、牛、馬、羊、豕、犬をいひ、
獣疫とは、

第一 牛疫

第二 炭疽

第三 氣腫疽

第四 鼻疽及皮疽

第五 傳染性胸膜肺炎

第六 流行性鵝口瘡

第七 羊痘

第八 豕虎列刺

第九 豕羅斯疫

第十 狂犬病

の十病です、

二、獸類獣疫に罹りたること、若くは其疑あることを發見したる、所有者、管理人又は獸醫は、直に其旨を警察署又は市區町村長に届出で、所有者又は管理人に於て、狂犬病に罹りたる獸類を撲殺したる時も亦同一です、
獸醫にして、之に背きたる時は、五圓以上五百圓以下の罰金で、所有者若くは

管理人なるときは、貳圓以上貳拾圓以下の罰金です。

三、 獸疫に罹りたるとき若くは其疑あるときは、所有者又は管理人は警察官及び獸醫又は檢疫委員の指揮に従ひ、直に之を鎖鑰し若くは健獸と隔離し其監督を承く、又獸疫豫防上の爲め區域を定めて獸類の出入、往來、物品運搬を停止したるときに其命に従はざる者等違犯した時は何れも、十一日以上二月以下の輕禁錮又は五圓以上五拾圓以下の罰金です。

四、 牛疫感染の疑あり又は之に罹りたる牛、羊及狂犬病に罹りたる犬は、所有者又は管理人に於て、警察官及獸醫又は檢疫委員の指揮に従ひ直に撲殺す。

又豫防上必要と認むる時病性鑑定の爲め剖檢を要する獸類を撲殺し又は鼻疽及皮疽、傳染性胸膜肺炎、豕虎列刺、豕羅斯疫に罹りたるものを撲殺することを命せらる。

又外國より輸入の獸類及物品の檢疫を行ひ若くは輸入を停止せらる。

以上を犯したるときは、五圓以上百圓以下の罰金です。

五、 撲殺し又は斃死の屍体は之を燒棄又は埋却すべく、病毒に汚染し又は其疑ある物品は燒棄、埋却し若は之を消毒し其他繫留せし場所、瀛車、船舶等に消毒を行ふ。

又屠獸場、獸類化製場の營業を停止せられ又は種類を限りて市場、共進會等の開設を停止せらる。

以上に背きたる時は、貳圓以上貳拾圓以下の罰金です。

六、 撲殺、燒棄及び埋却したる場合には、夫々評價によりて手當金を下付せらる、併し無届のもの、狂犬、又は規則に背きたる獸類若くは物品に付ては、手當を下付せず。

七、 獸疫流行地に於ては、獸類に減食、發熱其他疑はしき徵候を認めたる時は、速に警察署、駐在所、市區町村役場に届出て、指揮を受けねばならぬ。

八、 鼻疽及皮疽の規定は、馬に發する假性皮疽にも適用せらる。